

平成13年度持続的生産環境に関する実態調査

環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査結果の概要

【調査結果の概要】

1 環境保全型農業取組面積の割合

環境保全型農業の取組形態としては、地域の慣行を基準とした化学肥料窒素成分の投入量縮減、地域の慣行を基準とした化学農薬の投入回数縮減、たい肥による土づくりがあり、これらのいずれかに取り組んだ面積の作付延べ面積全体に対する割合は16.1%と推定される。

全国農業地域別にみると、最も割合が高いのは九州で18.2%、次いで関東・東山が17.3%、北陸が16.4%の順となっている。

表1 環境保全型農業の取組面積割合

	単位：%									
	合計	稲	作麦	類豆	類いも	類野	菜	果	樹	工芸農作物
環境保全型農業取組面積の割合	16.1	18.4	12.3	12.2	15.1	21.5	17.7	32.0	8.5	

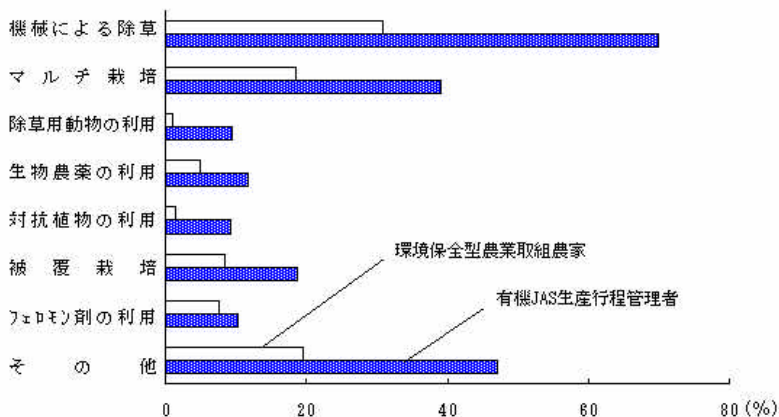
注：地域の慣行を基準とした化学肥料窒素成分の投入量縮減、地域の慣行を基準とした化学農薬の投入回数縮減、たい肥による土づくりのいずれかに取り組んだ面積の当該部門の作付延べ面積（花き・花木、種苗・芝等を除く。）全体に対する割合である。

2 環境保全型農業の化学農薬の縮減方法と有機栽培の防除方法

環境保全型農業取組農家の化学農薬の縮減方法では「機械による除草」の割合が最も高くなっている。

なお、有機JAS生産行程管理者の防除方法と比較すると、防除方法の種類別割合では、同様の傾向が見られるが、いずれの防除方法においても有機JAS生産行程管理者の実施割合が高くなっている。

図1 環境保全型農業の化学農薬の縮減方法と有機栽培の防除方法（複数回答）

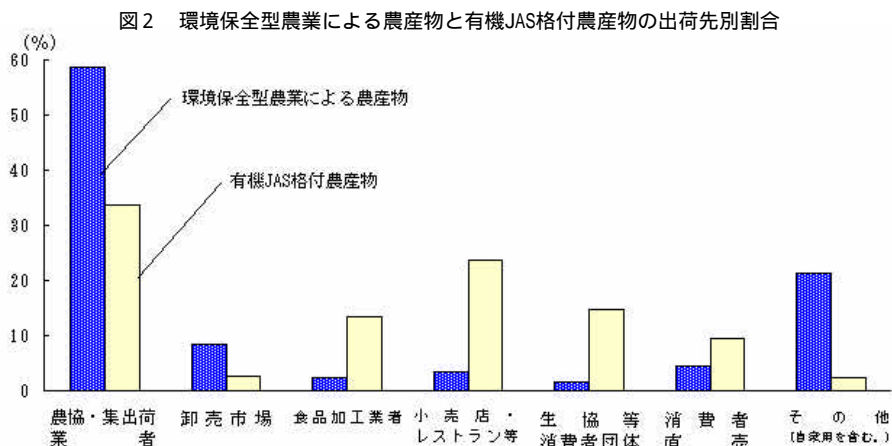


注：環境保全型農業に取り組んだ農家戸数、有機JAS生産行程管理者調査の回答者をそれぞれ100とした割合である

3 環境保全型農業による農産物の出荷先別割合

環境保全型農業による農産物の出荷先別割合は、「農協・集出荷業者」が58.6%と最も高くなっている。

なお、有機JAS格付農産物の出荷先別割合と比較すると、有機JAS格付農産物においても「農協・集出荷業者」が33.8%と最も高いが、「小売店・レストラン」の割合も23.6%と高くなっており、逆に「卸売市場」及び「その他（自家用を含む）」の割合は、それぞれ2.7%、2.3%と低くなっている。

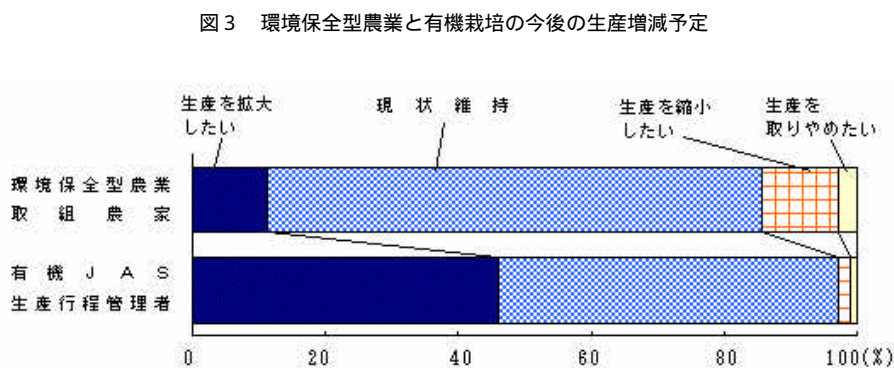


注：有機JAS格付農産物の出荷量、環境保全型農業による農産物の生産量をそれぞれ100とした割合である。

4 環境保全型農業と有機栽培の今後の生産増減予定

環境保全型農業取組農家の今後の生産増減予定は、「現状維持」が74.3%を占めており、「生産を縮小したい」と「生産を拡大したい」がそれぞれ11.5%、11.3%で、「生産を取りやめたい」と回答した割合はわずかであった。

一方、有機JAS生産行程管理者の有機栽培の今後の生産増減予定は、「現状維持」が51.0%と最も高いが、「生産を拡大したい」の割合も46.2%と高く、「生産を縮小したい」又は「生産を取りやめたい」と回答した割合はわずかであった。



注：環境保全型農業に取り組んだ農家戸数、有機JAS生産行程管理者調査の回答者をそれぞれ100とした割合である。

【解 説】

1 環境保全型農業の生産概況

(1) 環境保全型農業取組面積と生産量割合

環境保全型農業の取組形態としては、地域の慣行を基準とした化学肥料窒素成分の投入量縮減、地域の慣行を基準とした化学農薬の投入回数縮減、たい肥による土づくりがあり、これらのいずれかに取り組んだ面積の合計は約71万1千ha、作付延べ面積全体（花き・花木、種苗・芝等を除く。以下同じ。）に対する割合は16.1%と推定される。

部門別にみた割合は表2のとおりである。

表2 環境保全型農業の取組面積と生産量の割合

										単位：％
	合 計	稲	作 麦	類 豆	類 いも	類 野	菜 果	樹	工芸農作物	その他作物
環境保全型農業取組農家の作付面積割合	19.6	23.0	13.8	13.5	18.4	24.8	20.1	34.5	12.3	
環境保全型農業取組面積の割合	16.1	18.4	12.3	12.2	15.1	21.5	17.7	32.0	8.5	
環境保全型農業取組農家の生産量割合	-	21.7	19.5	14.8	16.2	
環境保全型農業による農産物の生産量割合	-	17.1	17.3	13.4	13.0	

- 注：1)環境保全型農業取組農家の作付面積割合は、環境保全型農業に取り組んだ農家における取組部門の作付面積（通常栽培を含む。）の当該部門の作付延べ面積全体に対する割合である。
 2)環境保全型農業取組面積の割合は、地域の慣行を基準とした化学肥料窒素成分の投入量縮減、地域の慣行を基準とした化学農薬の投入回数縮減、たい肥による土づくりのいずれかに取り組んだ面積の当該部門の作付延べ面積全体に対する割合である。
 3)環境保全型農業取組農家の生産量割合は、環境保全型農業に取り組んだ農家における取組部門の生産量（通常栽培を含む。）の当該部門の生産量全体に対する割合である。
 4)環境保全型農業による農産物の生産量割合は、環境保全型農業による農産物の生産量の当該部門の生産量全体に対する割合である。

(2) 全国農業地域別の環境保全型農業取組面積割合

環境保全型農業取組面積の割合を全国農業地域別にみると、最も割合が高いのは九州で18.2%、次いで関東・東山が17.3%、北陸が16.4%の順となっている。

これを稲作についてみると、最も割合が高いのは北海道で23.8%、次いで九州が22.2%、東北が20.3%の順となっている。

また、野菜では、最も割合が高いのは北海道で33.2%、次いで沖縄が26.5%、関東・東山が25.4%の順となっている。

表3 全国農業地域別にみた環境保全型農業取組面積の割合

												単位：％
	北 海 道	東 北	北 陸	関 東・東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄		
環境保全型農業取組面積の割合	15.1	15.7	16.4	17.3	15.7	14.8	15.5	13.4	18.2	13.9		
稲 作	23.8	20.3	17.5	13.9	14.3	16.9	18.4	18.8	22.2	13.2		
野 菜	33.2	15.3	12.7	25.4	16.3	17.3	15.4	12.5	22.2	26.5		

注：それぞれの地域における環境保全型農業取組面積の各地域の作付延べ面積全体に対する割合である。

2 環境保全型農業の取組形態

(1) 環境保全型農業取組形態別面積割合

環境保全型農業取組面積を化学肥料・農薬の縮減形態の組み合わせ別にみると、化学肥料・農薬ともに無使用でたい肥による土づくりを行った面積割合は4.1%であった。

また、化学肥料・農薬ともに地域の慣行の半分以上縮減（無使用を含む。）でたい肥による土づくりを行った面積割合は22.5%であった。

表4 環境保全型農業取組形態別面積割合

		化学肥料 窒素成分			計
		無使用	地域の慣行の半分以上縮減	地域の慣行の半分未満縮減	
化学 農薬 投入 回数	無使用	5.4 (4.1)	1.9 (1.5)	2.3 (1.7)	9.6 (7.3)
	地域の慣行の半分以上縮減	3.4 (2.3)	20.9 (14.6)	7.6 (4.4)	31.9 (21.3)
	地域の慣行の半分未満縮減	2.4 (1.7)	10.4 (7.0)	45.7 (32.0)	58.5 (40.7)
	計	11.2 (8.1)	33.2 (23.1)	55.6 (38.1)	100.0 (69.3)

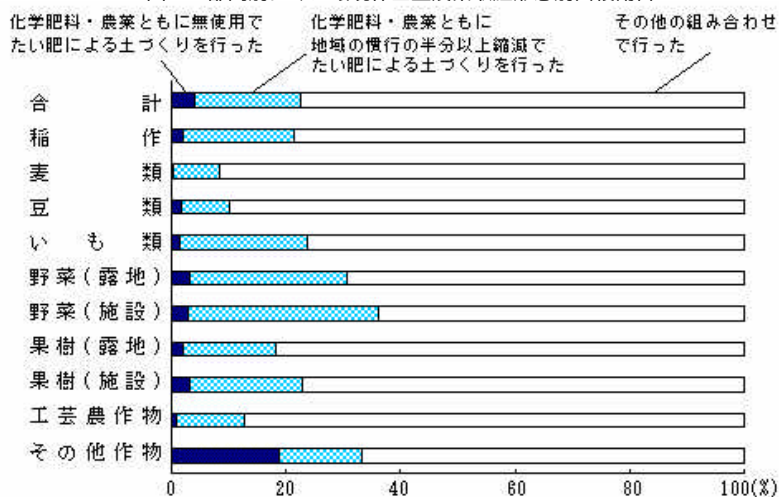
注：1) 環境保全型農業に取り組んだ面積の合計(71万1千ha)を100とした割合である。

2) ()内の数値は、それぞれの取組形態で、かつたい肥による土づくりを行った面積割合である。

これを部門別にみると、化学肥料・農薬ともに無使用でたい肥による土づくりを行った面積割合では、その他の作物（雑穀、飼料作物等）が18.7%と最も高く、次いで野菜（露地）及び果樹（施設）が3.1%となっている。

また、化学肥料・農薬ともに地域の慣行の半分以上縮減（無使用を含む。）でたい肥による土づくりを行った面積割合では、野菜（施設）が36.2%と最も高く、次いでその他の作物が33.2%となっている。

図4 部門別にみた環境保全型農業取組形態別面積割合



注：環境保全型農業取組面積を100とした割合である。

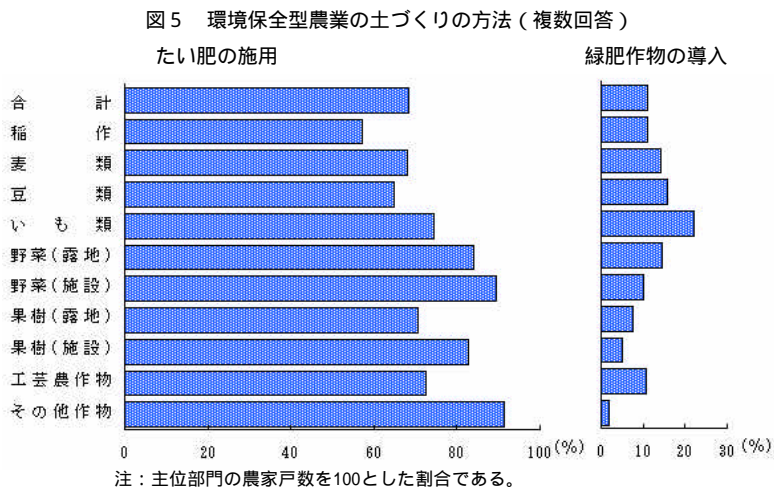
(2) 環境保全型農業の取組方法

ア 土づくりの方法

環境保全型農業の取組方法のうち、土づくりの方法では、「たい肥の施用」が68.4%、「緑肥作物の導入」が11.1%となっている。

これを環境保全型農業の取組主位部門（環境保全型農業に取り組んだ部門のうち、販売金額が最も多かった部門（以下「主位部門」という。））別にみると、「たい肥の施用」では、その他の作物が91.3%と最も高く、次いで野菜（施設）が89.5%となっている。

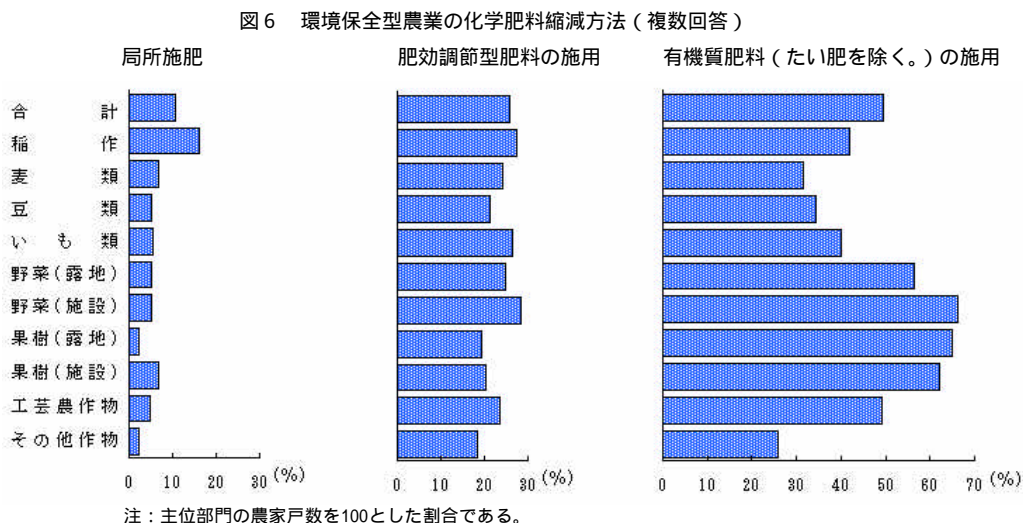
「緑肥作物の導入」では、いも類が22.1%と最も高く、次いで豆類が15.7%となっている。



イ 化学肥料の縮減方法

化学肥料の縮減方法では、「有機質肥料（たい肥を除く。）の施用」の割合が高い。

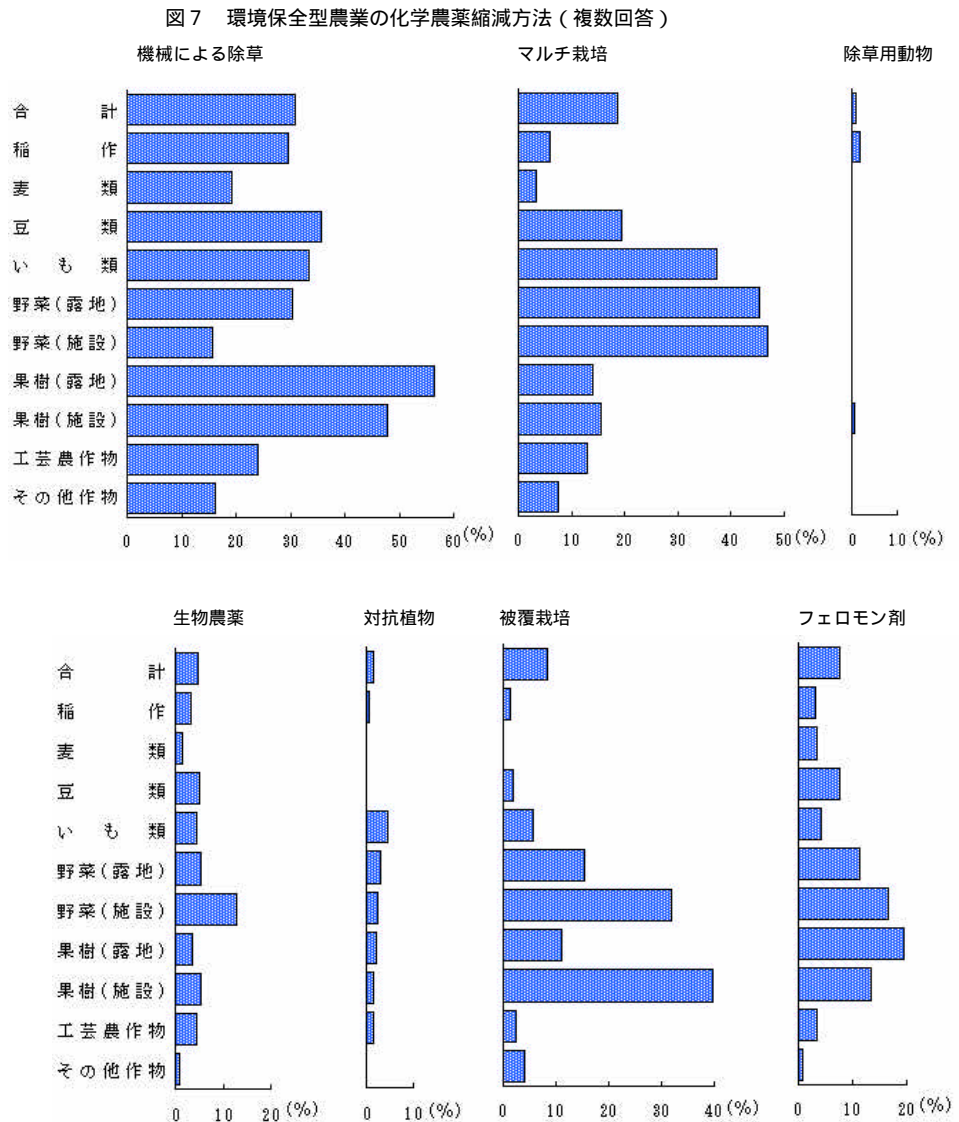
主位部門別にみると、「局所施肥」は稲作で16.0%、「肥効調節型肥料の施用」は野菜（施設）で28.5%、「有機質肥料（たい肥を除く。）の施用」は野菜（施設）で66.2%とそれぞれ最も高くなっている。



ウ 化学農薬の縮減方法

化学農薬の縮減方法では、「機械による除草」、「マルチ栽培」といった除草剤縮減を目的とした取組の割合が高く、実施した割合はそれぞれ30.9%、18.6%となっている。

主位部門別にみると、「機械による除草」は果樹（露地）で56.4%、「マルチ栽培」は野菜（施設）で46.8%、「生物農薬」は野菜（施設）で12.9%、「被覆栽培」は果樹（施設）で39.7%、「フェロモン剤」は果樹（露地）で19.4%とそれぞれ最も高くなっており、「除草用動物」及び「対抗植物」はいずれの部門においても実施している割合はわずかであった。



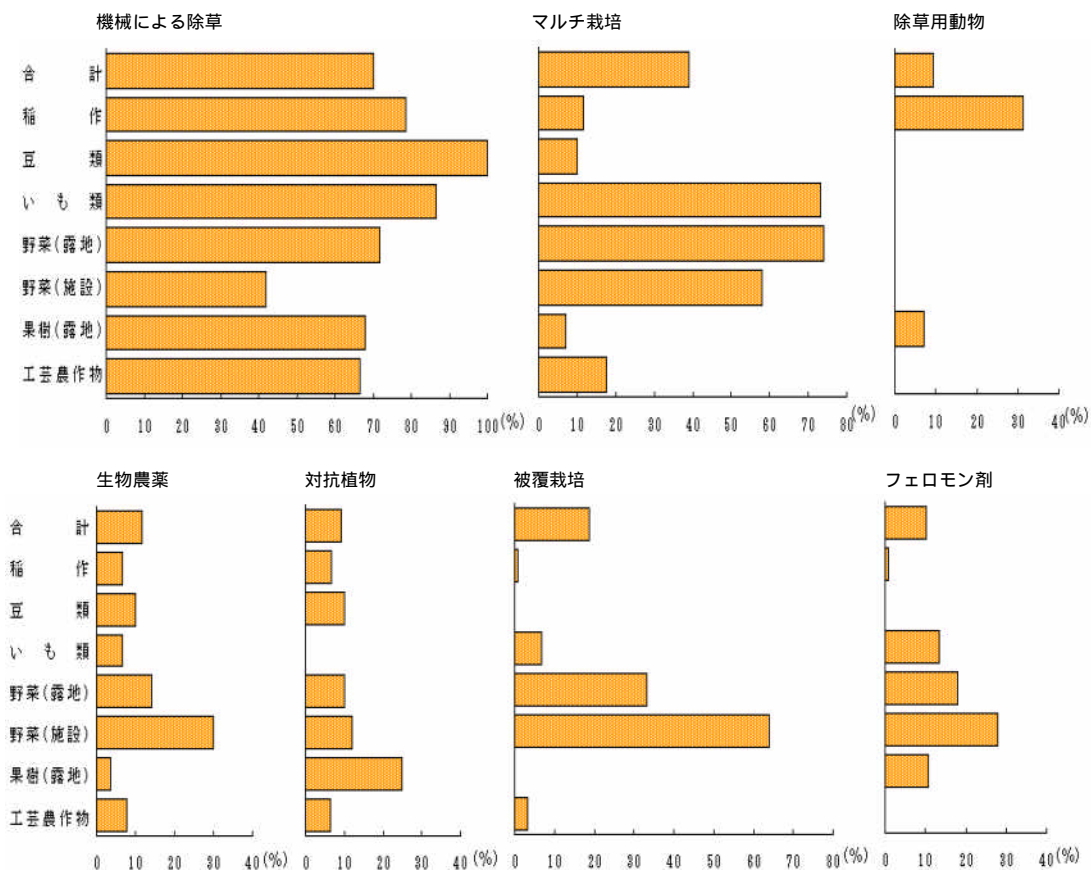
注：主位部門の農家戸数を100とした割合である。

(3) 有機栽培の防除方法

有機JAS生産行程管理者による有機栽培における防除方法をみると、環境保全型農業の化学農薬の縮減方法と同様に「機械による除草」、「マルチ栽培」といった除草剤縮減を目的とした取組の割合が高いが、実施した割合はそれぞれ70.0%、39.0%と、環境保全型農業の化学農薬の縮減方法に比べてかなり高くなっている。

これを格付主位部門（格付を行った部門のうち最も販売金額が多かった部門。以下同じ。）別にみると、「機械による除草」は豆類で100.0%、「マルチ栽培」は野菜（露地）で74.0%、「除草用動物」は稲作で31.4%、「生物農薬」は野菜（施設）で30.0%、「対抗植物」は果樹（露地）で25.0%、「被覆栽培」は野菜（施設）で64.0%、「フェロモン剤」は野菜（施設）で28.0%とそれぞれ最も高くなっている。

図8 有機栽培の防除方法（複数回答）



注：格付主位部門の者の合計を100とした割合である。

(4) 稲作における環境保全型農業取組形態

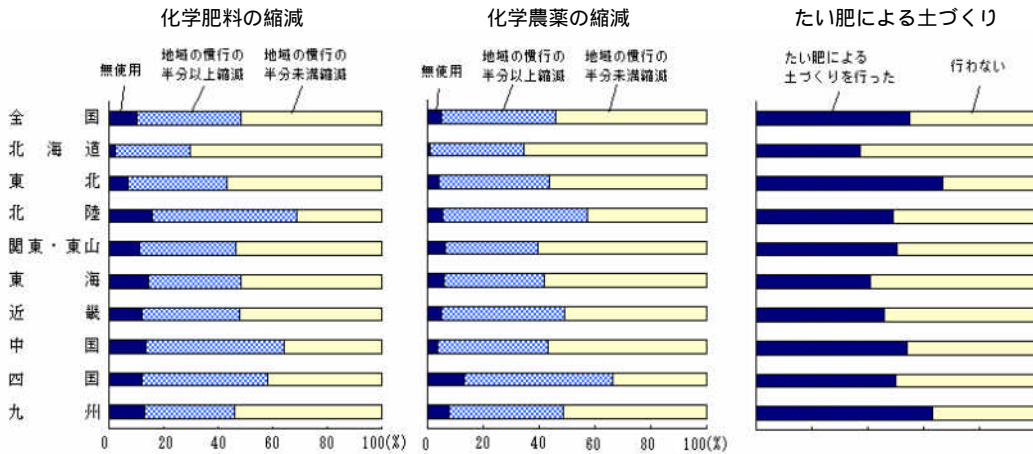
ア 環境保全型農業取組形態別面積割合

稲作における環境保全型農業取組形態別面積割合を全国農業地域別にみると、化学肥料を「無使用」又は「地域の慣行の半分以上縮減」した面積割合では、北陸が68.7%と最も高く、次いで中国で64.4%、四国で58.4%の順となっている。

化学農薬を「無使用」又は「地域の慣行の半分以上縮減」した面積割合では、四国が66.2%と最も高く、次いで北陸で57.3%、近畿で49.0%の順となっている。

たい肥による土づくりを行った面積割合では、東北が66.7%と最も高く、次いで九州で63.4%、中国で54.3%の順となっている。

図9 稲作の環境保全型農業取組形態別面積割合



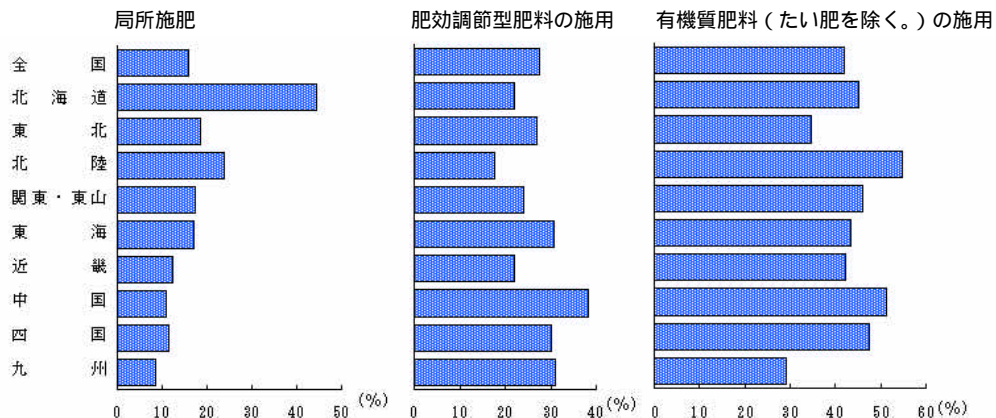
注：稲作の環境保全型農業取組面積を100とした割合である。

イ 環境保全型農業取組方法

a 化学肥料の縮減方法

化学肥料の縮減面積割合が高い地域の化学肥料の縮減方法をみると、北陸で「有機質肥料の施用（たい肥を除く。）」の割合が54.9%と高く、中国及び四国でもそれぞれ51.2%、47.5%と高くなっている。また中国及び四国では、「肥効調節型肥料の施用」の割合も、それぞれ38.3%、30.1%と高くなっている。

図10 全国農業地域別にみた稲作の化学肥料縮減方法（複数回答）



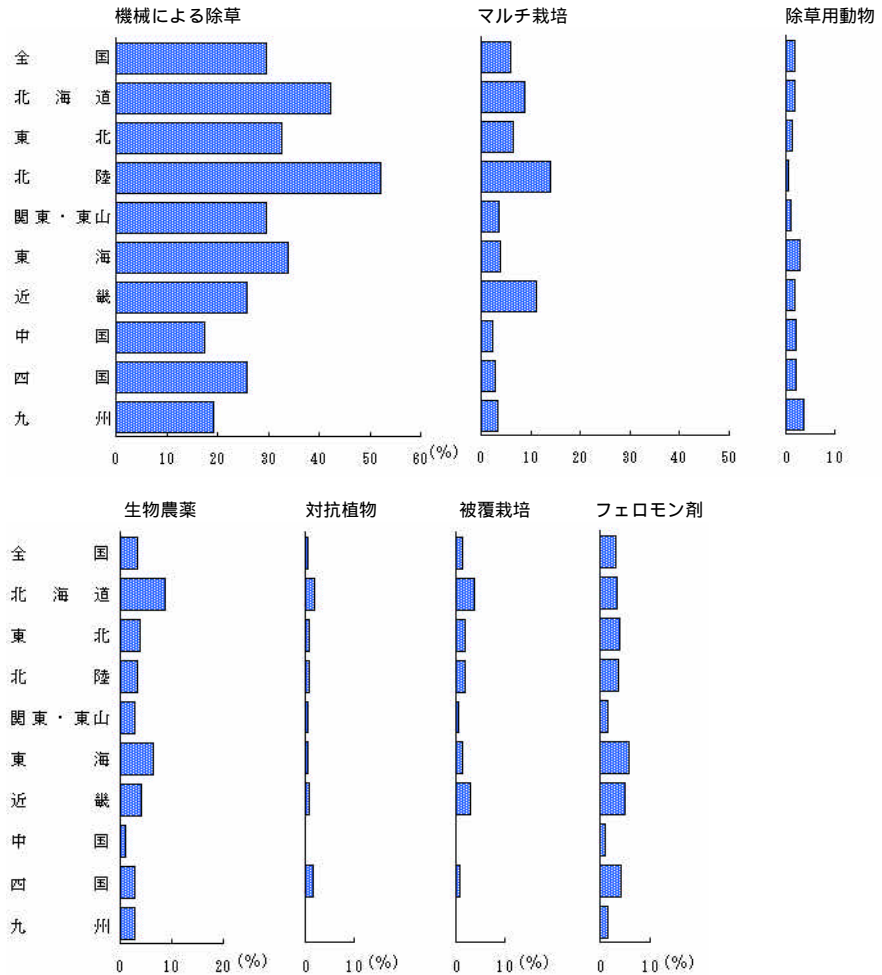
注：稲作が主位であった農家戸数を100とした割合である。

b 化学農薬の縮減方法

化学農薬の縮減方法を全国農業地域別にみると、各地域とも「機械による除草」の割合が高くなっており、特に北陸では52.2%と最も高くなっている。

また、「マルチ栽培」は北陸が14.0%、近畿が11.1%とそれぞれ他の地域に比べて高くなっている。

図11 全国農業地域別にみた稲作の化学農薬縮減方法（複数回答）



注：稲作が主位であった農家戸数を100とした割合である。

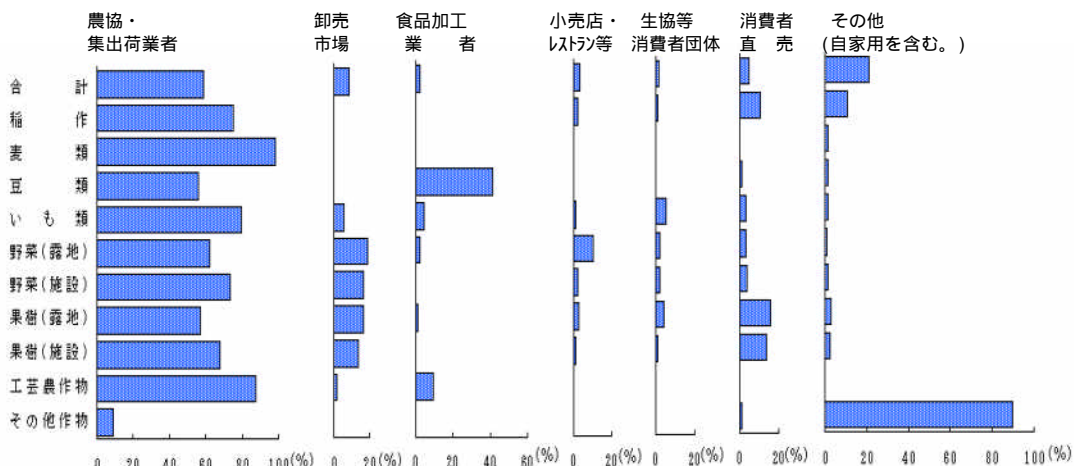
3 環境保全型農業による農産物の出荷状況

(1) 環境保全型農業による農産物の出荷先別割合

環境保全型農業により生産された農産物の出荷先別割合をみると、「農協・集出荷業者」が58.6%を占めている。

主位部門別にみると、すべての部門で「農協・集出荷業者」の割合が最も高いが、豆類では「食品加工業者」、野菜（露地）では「小売店・レストラン等」、果樹（露地及び施設）では「消費者直売」の割合が比較的高くなっている。

図12 環境保全型農業による農産物の出荷先別割合



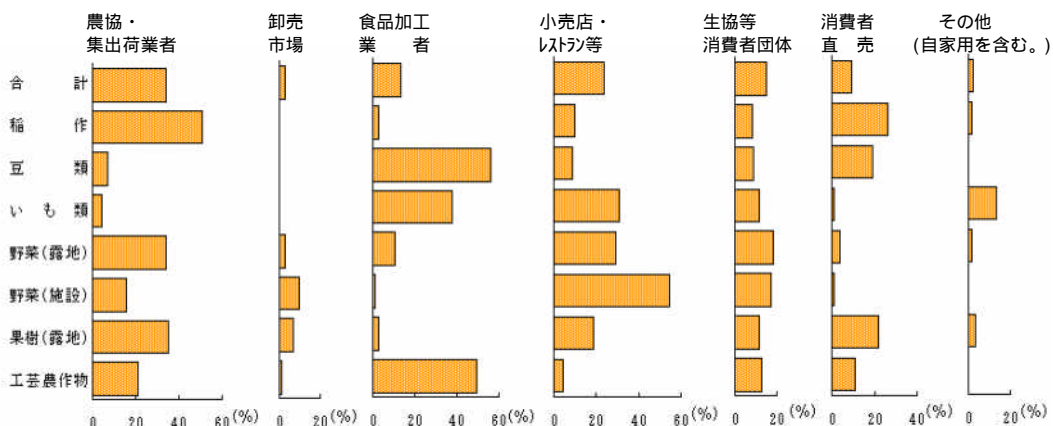
注：主位部門の環境保全型農業による農産物の生産量を100とした割合である。

(2) 有機JAS格付農産物の出荷先別割合

平成12年12月～13年11月までの1年間に、有機JASの格付を行った農産物の出荷先別割合をみると、「農協・集出荷業者」が33.8%と最も高いが、「小売店・レストラン」の割合も23.6%と高くなっており、逆に「卸売市場」及び「その他（自家用を含む。）」の割合はわずかとなっている。

格付主位部門別にみると、豆類、いも類及び工芸農作物では「食品加工業者」、野菜（施設）では「小売店・レストラン等」の割合が最も高くなっている。

図13 有機JAS格付農産物の出荷先別割合



注：格付主位部門の農産物の出荷量の合計を100とした割合である。

4 環境保全型農業に関する意向

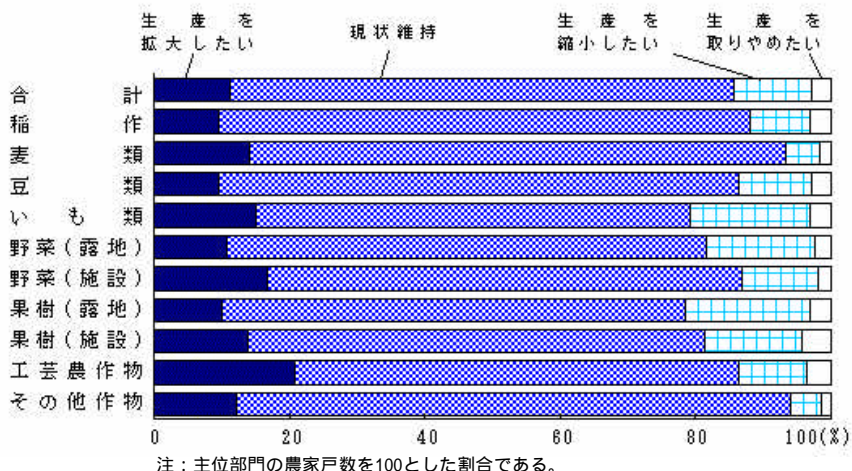
(1) 環境保全型農業の今後の生産増減意向

ア 環境保全型農業取組農家の生産増減意向

環境保全型農業への今後の生産増減予定をみると、「現状維持」が74.3%を占めており、「生産を縮小したい」と「生産を拡大したい」がそれぞれ11.5%、11.3%となっている。「生産を取りやめたい」は2.9%とわずかであった。

部門別にみると、工芸農作物で「生産を拡大したい」の割合が20.7%と高くなっている。

図14 環境保全型農業の今後の生産増減予定

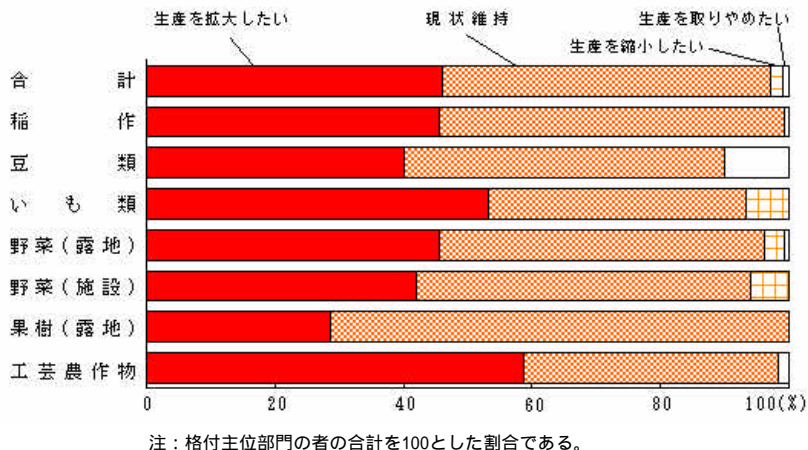


イ 有機JAS生産行程管理者の生産増減意向

有機栽培への今後の生産増減予定をみると、「現状維持」が51.0%と最も高いが、「生産を拡大したい」の割合も46.2%と高く、「生産を縮小したい」又は「生産を取りやめたい」と回答した割合はわずかであった。

格付主位部門別にみると、工芸農作物で「生産を拡大したい」が58.7%と高くなっている。

図15 有機JAS生産行程管理者の今後の生産増減予定



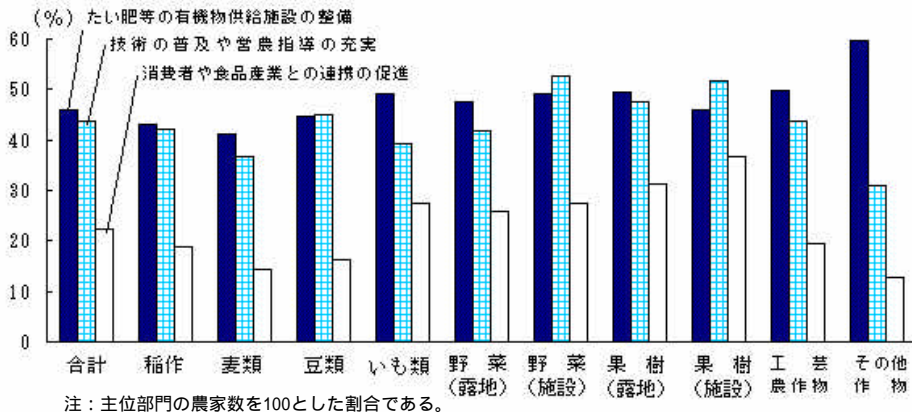
(2) 環境保全型農業に必要な条件整備（複数回答）

環境保全型農業の推進にあたって必要な条件整備では、「たい肥等の有機物供給施設の整備」及び「技術の普及や営農指導の充実」と回答した割合が高く、全体の4割以上の農家が必要としている。

主位部門別にみると、稲作、麦類、いも類、野菜（露地）、果樹（露地）、工芸農作物及びその他の作物では「たい肥等の有機物供給施設の整備」、豆類、野菜（施設）及び果樹（施設）では「技術の普及や営農指導の充実」の割合がそれぞれ高くなっている。

また、消費者へ直売している割合が高い果樹（露地及び施設）で「消費者や食品産業との連携の促進」と回答した割合が他の部門に比べて高くなっている。

図16 環境保全型農業の推進にあたって必要な条件整備（複数回答）

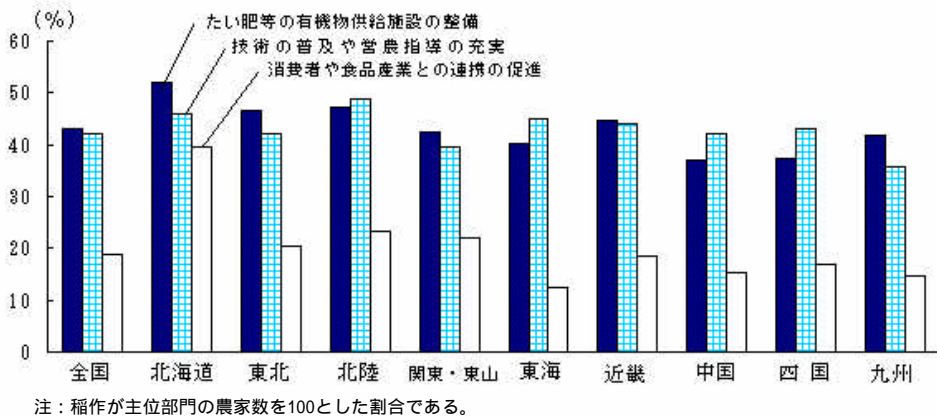


これを稲作が主位であった農家について全国農業地域別にみると、北海道、東北、関東・東山、近畿及び九州では「たい肥等の有機物供給施設の整備」の割合が高く、特に北海道では52.0%が必要と回答している。

また、北陸、東海、中国及び四国では「技術の普及や営農指導の充実」の割合が高く、特に北陸では48.7%が必要と回答している。

なお、北海道では、「消費者や食品産業との連携の促進」と回答した割合が他の地域に比べて高くなっている。

図17 全国農業地域別にみた稲作の環境保全型農業推進にあたって必要な条件整備（複数回答）



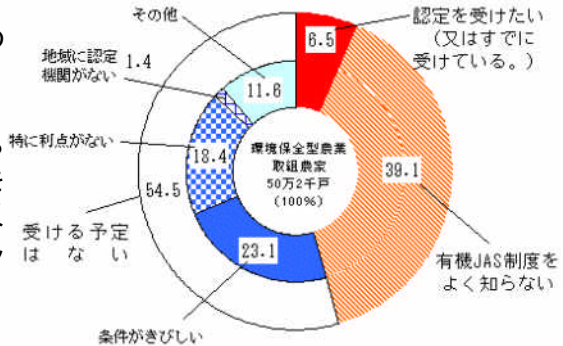
(3) 有機JASに関する意向

ア 環境保全型農業取組農家の有機JAS認定についての意向

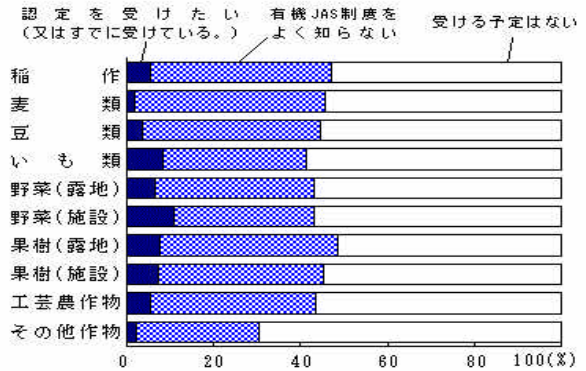
有機JAS認定についての意向については、5割以上の農家が「受ける予定はない」としている。その理由としては「条件がきびしい」の割合が最も高い。

また、「有機JAS制度をよく知らない」と回答した農家も約4割を占めており、「認定を受けたい(又はすでに受けている。)」と回答した割合はわずかであった。

図18 有機JAS認定についての意向



主位部門別にみると、野菜(施設)で「認定を受けたい(又はすでに受けている。)」の割合が10.8%と比較的高くなっている。

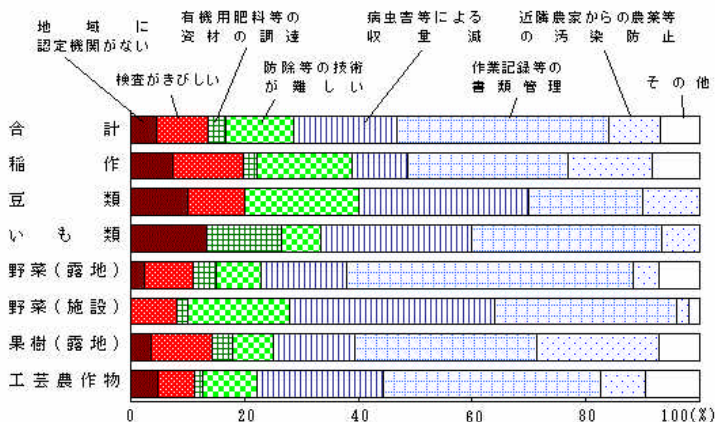


イ 有機JAS生産行程管理者の認定にあたって最も苦労したこと

有機JAS生産行程管理者の認定にあたって最も苦労したことでは、「作業記録等の書類管理」が37.1%と最も高く、次いで「病虫害による収量減」18.3%、「防除等の技術が難しい」11.9%の順となっている。

格付主位部門別にみると、豆類及び野菜(施設)では「病虫害による収量減」の割合が高く、稲作、いも類、野菜(露地)、果樹(露地)及び工芸農作物では「作業記録等の書類管理」の割合が高い。

図19 有機JAS生産行程管理者の認定にあたって最も苦労したこと

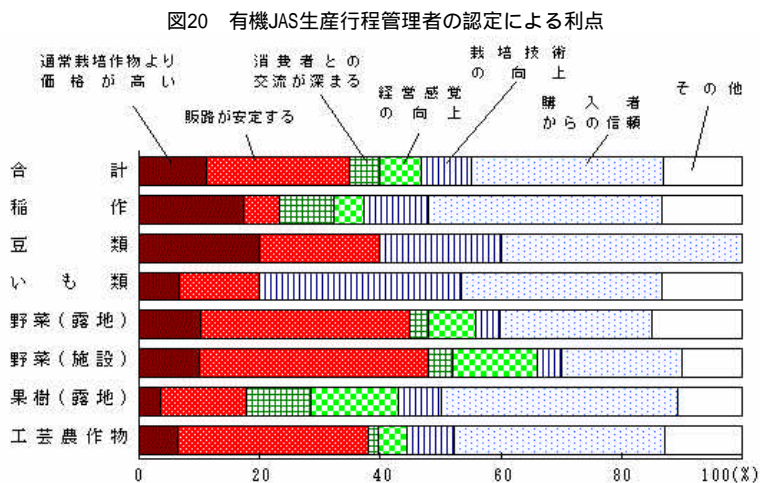


注：有機JAS生産行程管理者420人を100とした割合である。

ウ 有機JAS生産行程管理者の認定を受けたことによる利点

有機JAS生産行程管理者の認定を受けたことによる利点では、「購入者からの信頼」が31.7%と最も高く、次いで「販路が安定する」が23.6%となっている。

格付主位部門別にみると、稲作、豆類、果樹（露地）及び工芸農作物では「購入者からの信頼」が高く、野菜（露地及び施設）では「販路が安定する」が高い。また、いも類では「購入者からの信頼」と並んで「栽培技術の向上」の割合も高くなっている。



注：有機JAS生産行程管理者420人を100とした割合である。

統計表

農家調査統計表

【 全国統計表 】

1 環境保全型農業による生産概況

単位 { 農家数：千戸
面積：千ha
生産量：千t
比率：%

環境保全型農業取組部門	環境保全型農業取組農家数	環境保全型農業取組農家の作付延べ面積	環境保全型農業取組面積	環境保全型農業取組農家の生産量	環境保全型農業による農産物の生産量
計	502	870 (19.6)	711 (16.1)	-	-
稲 作	340	393 (23.0)	314 (18.4)	1 967 (21.7)	1 548 (17.1)
麦 類	15	44 (13.8)	40 (12.3)	177 (19.5)	156 (17.3)
豆 類	45	29 (13.5)	26 (12.2)	57 (14.8)	52 (13.4)
いも類	52	25 (18.4)	20 (15.1)	650 (16.2)	524 (13.0)
野菜	256	127 (24.8)	110 (21.5)	4 003 (...)	3 500 (...)
果 樹	85	56 (20.1)	50 (17.7)	1 009 (...)	889 (...)
工芸農作物	32	64 (34.5)	59 (32.0)	1 729 (...)	1 611 (...)
その他の作物	23	132 (12.3)	91 (8.5)	4 354 (...)	3 198 (...)

注：1)取組農家数の計は取組実戸数である。

2)環境保全型農業取組農家の作付延べ面積は、通常栽培を含む作付延べ面積である。

3)環境保全型農業取組農家の生産量は、通常栽培による農産物を含む生産量である。

4) ()内の比率は、平成13年農作物作付(栽培)延べ面積・収穫量に対する割合である。

(参考)

平成13年農作物作付(栽培)延べ面積・収穫量

単位 { 面積：千ha
収穫量：千t

作物区分	作付(栽培)延べ面積	収穫量
計	4 427	-
稲	1 706	9 057
麦 類	321	906
豆 類	215	388
かんしょ・ばれいしょ	135	4 022
野菜 (ばれいしょを除く。)	511	...
果 樹	280	...
工芸農作物	185	...
雑穀・桑・飼肥料作物	1 073	...

注：1)作付(栽培)延べ面積の数値は、『平成13年農作物作付(栽培)延べ面積及び耕地利用率』による。

2)収穫量の数値は、稲は『平成13年産水陸稲』、麦類は『平成13年産4麦の収穫量』、豆類は『平成13年産夏作豆類及びそばの収穫量』及び『平成13年産大豆の収穫量』、かんしょ・ばれいしょは『平成13年産かんしょの収穫量』及び『平成13年産野菜の作付面積、収穫量及び出荷量(野菜計、根菜類、葉茎菜類、洋菜類、ばれいしょ)』による。

2 環境保全型農業取組形態別面積割合

単位：％

環境保全型農業 取組部門	計	化学肥料の窒素成分			化学農薬の投入回数			たい肥による 土づくりを 行った
		無使用	地域慣行の	地域慣行の	無使用	地域慣行の	地域慣行の	
			半分以上縮減	半分未満縮減		半分以上縮減	半分未満縮減	
計	100.0	11.2	33.2	55.6	9.6	32.0	58.5	69.3
稲作	100.0	10.3	38.2	51.5	5.2	40.5	54.3	55.0
麦類	100.0	2.0	16.2	81.7	6.8	19.7	73.5	66.5
豆類	100.0	12.3	27.1	60.7	8.9	25.9	65.2	56.6
いも類	100.0	5.6	33.0	61.4	5.3	35.2	59.4	68.1
野菜（露地）	100.0	7.1	41.3	51.5	6.4	36.4	57.1	87.6
野菜（施設）	100.0	17.9	39.4	42.7	5.1	45.8	49.1	82.6
果樹（露地）	100.0	17.2	37.4	45.4	7.8	31.8	60.4	70.7
果樹（施設）	100.0	15.1	37.7	47.2	6.2	30.6	63.2	74.8
工芸農作物	100.0	3.2	21.0	75.8	3.9	16.4	79.7	82.4
その他の作物	100.0	23.2	21.3	55.5	35.8	10.9	53.2	94.2

注：それぞれの部門で環境保全に取り組んだ面積の合計を100とした割合である。

3 環境保全型農業取組

環境保全型農業取組部門	計	化学肥料無使用				
		化学農薬無使用	化学農薬半分	化学農薬縮減	化学農薬縮減未満	
計	1	100.0 (69.3)	5.4 (4.1)	3.4 (2.3)	2.4 (1.7)	
稲	作	2	100.0 (55.0)	3.3 (2.0)	4.7 (3.0)	2.3 (1.5)
麦	類	3	100.0 (66.5)	0.8 (0.4)	0.7 (0.3)	0.5 (0.1)
豆	類	4	100.0 (56.6)	5.5 (1.7)	3.3 (0.8)	3.5 (1.7)
いも	類	5	100.0 (68.1)	2.2 (1.6)	2.0 (1.6)	1.4 (1.2)
野菜 (露地)		6	100.0 (87.6)	3.8 (3.1)	2.5 (1.9)	0.9 (0.4)
野菜 (施設)		7	100.0 (82.6)	3.5 (3.0)	8.7 (6.6)	5.7 (5.1)
果樹 (露地)		8	100.0 (70.7)	4.7 (2.0)	4.6 (3.4)	7.9 (6.0)
果樹 (施設)		9	100.0 (74.8)	4.9 (3.1)	3.7 (2.2)	6.5 (5.3)
工芸農作物		10	100.0 (82.4)	1.5 (0.8)	0.7 (0.6)	1.0 (0.9)
その他の作物		11	100.0 (94.2)	20.4 (18.7)	1.1 (1.1)	1.8 (1.7)

注：1)それぞれの部門で環境保全型農業に取り組んだ面積の合計を100とした割合である。

2)()内の数値は、それぞれの取組形態区分で、かつたい肥による土づくりを行った面積割合である。

形態組み合わせ別面積割合

単位：%

化学肥料半分以上縮減			化学肥料半分未満縮減			取組部門
化学農薬使用	化学農薬半分以上縮減	化学農薬半分未満縮減	化学農薬使用	化学農薬半分以上縮減	化学農薬半分未満縮減	
1.9	20.9	10.4	2.3	7.6	45.7	1
(1.5)	(14.6)	(7.0)	(1.7)	(4.4)	(32.0)	
0.9	25.8	11.5	0.9	10.0	40.5	2
(0.5)	(15.9)	(6.1)	(0.3)	(4.9)	(20.8)	
2.0	10.0	4.3	2.0	9.0	68.7	3
(1.8)	(6.1)	(3.5)	(1.8)	(4.0)	(48.3)	
1.7	14.9	10.4	1.7	7.7	51.2	4
(0.8)	(6.7)	(5.0)	(0.8)	(2.1)	(37.0)	
1.7	26.8	4.6	1.5	6.5	53.4	5
(0.8)	(19.8)	(3.4)	(1.2)	(4.0)	(34.5)	
1.6	26.6	13.1	1.0	7.3	43.2	6
(1.4)	(24.2)	(12.2)	(0.7)	(6.1)	(37.6)	
0.6	29.8	9.0	1.0	7.3	34.3	7
(0.5)	(26.1)	(8.4)	(0.4)	(5.9)	(26.6)	
0.6	19.4	17.3	2.5	7.7	35.2	8
(0.2)	(12.8)	(13.3)	(2.4)	(4.7)	(25.9)	
0.4	21.7	15.5	0.9	5.2	41.2	9
(0.4)	(17.0)	(12.6)	(0.9)	(3.9)	(29.4)	
1.4	11.7	7.9	1.0	4.0	70.8	10
(1.3)	(9.8)	(5.1)	(0.7)	(3.6)	(59.5)	
6.7	8.0	6.6	8.8	1.9	44.8	11
(6.4)	(7.0)	(5.8)	(8.2)	(1.8)	(43.6)	

4 環境保全型農業の取組方

環境保全型農業 取組主位部門	計	土づくりの方法			化学肥料縮減の方法			
		たい肥 の施用	緑肥作物 の導入	その他	局所施肥	肥効調節型 肥料の施用	有機質肥料 (たい肥を除く) の施用	その他
計 1	100.0	68.4	11.1	21.7	10.5	25.8	49.6	16.7
稲 作 2	100.0	57.3	11.1	25.0	16.0	27.4	41.9	16.3
麦 類 3	100.0	68.2	14.1	11.4	6.9	24.2	31.6	12.4
豆 類 4	100.0	64.8	15.7	14.4	5.0	21.3	34.4	13.2
いも 類 5	100.0	74.6	22.1	10.2	5.5	26.4	40.2	12.0
野菜(露地) 6	100.0	84.1	14.4	15.4	5.3	24.8	56.5	17.3
野菜(施設) 7	100.0	89.5	10.0	19.7	5.0	28.5	66.2	13.7
果樹(露地) 8	100.0	70.6	7.7	23.0	2.4	19.3	65.0	25.3
果樹(施設) 9	100.0	82.7	5.0	22.7	6.9	20.3	62.2	17.1
工芸農作物 10	100.0	72.4	10.8	19.1	4.9	23.7	49.1	8.3
その他の作物 11	100.0	91.3	1.9	5.8	2.2	18.5	25.7	22.1

注：主位部門の農家戸数を100とした割合である。

5 環境保全型農業による農産物の出荷先別割合

単位：%

環境保全型農業 取組主位部門	計	農協・	生協等	消費者	小売店・	食品加工	卸売市場	その他
		集出荷業者	消費者団体	直	レストラン等	業者		(自家用・贈答 を含む。)
計	100.0	58.6	1.5	4.6	3.3	2.3	8.4	21.3
稲 作	100.0	75.0	1.1	10.6	2.0	0.5	-	10.8
麦 類	100.0	98.5	-	0.1	-	0.1	-	1.3
豆 類	100.0	56.0	-	0.8	0.4	41.2	-	1.7
いも 類	100.0	79.6	5.0	3.0	0.9	4.6	5.5	1.3
野菜(露地)	100.0	62.3	2.3	3.1	10.1	2.0	18.9	1.2
野菜(施設)	100.0	73.6	2.2	3.6	2.1	0.5	16.6	1.4
果樹(露地)	100.0	57.1	4.1	15.8	2.5	1.3	16.3	2.9
果樹(施設)	100.0	67.7	1.3	13.6	0.9	0.4	13.5	2.6
工芸農作物	100.0	87.7	0.0	0.6	0.3	9.2	1.6	0.5
その他の作物	100.0	9.3	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	89.5

注：主位部門の環境保全型農業による農産物の生産量を100とした割合である。

法（複数回答）

単位：%

化学農薬縮減の方法								取組主位部門
機械による除草	除草用動物の利用	生物農薬の利用	対抗植物の利用	被覆栽培	フェロモン剤の利用	マルチ栽培	その他	
30.9	1.0	4.9	1.5	8.5	7.7	18.6	19.5	1
29.6	1.8	3.4	0.6	1.3	3.1	6.0	21.7	2
19.3	-	1.6	-	-	3.4	3.4	10.8	3
35.7	-	5.1	-	2.0	7.5	19.5	14.0	4
33.5	-	4.6	4.4	5.8	4.3	37.3	15.3	5
30.5	-	5.5	3.1	15.3	11.3	45.4	18.5	6
15.8	0.1	12.9	2.3	32.0	16.6	46.8	20.4	7
56.4	-	3.7	2.1	11.0	19.4	14.1	15.0	8
47.9	0.7	5.4	1.5	39.7	13.4	15.5	12.5	9
24.1	-	4.5	1.5	2.5	3.5	13.0	13.5	10
16.3	-	0.8	-	4.0	0.8	7.5	14.5	11

6 環境保全型農業の今後の生産増減予定

単位：%

環境保全型農業取組主位部門	計	生産を拡大	現状維持	生産を縮小	生産を取り
		したい		したい	やめたい
計	100.0	11.3	74.3	11.5	2.9
稲作	100.0	9.5	78.5	8.9	3.1
麦類	100.0	14.2	79.0	5.2	1.6
豆類	100.0	9.6	76.8	10.7	2.9
いも類	100.0	15.0	64.2	17.7	3.1
野菜（露地）	100.0	10.7	71.0	16.0	2.4
野菜（施設）	100.0	16.8	70.1	11.2	1.9
果樹（露地）	100.0	10.0	68.3	18.6	3.0
果樹（施設）	100.0	13.8	67.6	14.3	4.3
工芸農作物	100.0	20.7	65.6	10.1	3.6
その他の作物	100.0	12.1	81.9	4.6	1.5

7 環境保全型農業の推進にあたって必要な条件

環境保全型農業 取組主位部門	計	たい肥等の 有機物供給 施設の整備	融資や助成 等の充実	技術の普及 や営農指導 の充実	協議会等	
					地域ぐるみの 推進を強化	
計 1	100.0	45.9	18.0	43.7	20.0	
稲 作 2	100.0	43.2	15.2	42.0	20.3	
麦 類 3	100.0	41.3	23.7	36.7	19.0	
豆 類 4	100.0	44.7	11.1	45.0	19.3	
いも類 5	100.0	49.1	18.9	39.1	23.2	
野菜(露地) 6	100.0	47.7	18.7	41.8	18.1	
野菜(施設) 7	100.0	49.0	26.7	52.6	18.9	
果樹(露地) 8	100.0	49.4	20.4	47.7	21.6	
果樹(施設) 9	100.0	46.1	22.1	51.7	19.7	
工芸農作物 10	100.0	49.7	19.0	43.6	23.4	
その他の作物 11	100.0	59.8	27.5	31.0	8.8	

注：主位部門の農家戸数を100とした割合である。

8 有機JAS 認定についての意向

環境保全型農業 取組主位部門	計	認定を受けたい (又は既に 受けている。)	有機JAS制度を よく知らない	受ける予	
				条件が きびしい	特に利点 がない
計 1	100.0	6.5	39.1	23.1	18.4
稲 作 2	100.0	5.5	41.4	21.8	18.6
麦 類 3	100.0	1.8	44.0	18.3	22.4
豆 類 4	100.0	3.6	40.9	21.6	19.7
いも類 5	100.0	8.5	32.9	21.5	17.2
野菜(露地) 6	100.0	6.7	36.4	24.1	18.2
野菜(施設) 7	100.0	10.8	32.5	29.7	15.3
果樹(露地) 8	100.0	7.6	41.0	25.2	16.7
果樹(施設) 9	100.0	7.2	37.9	25.5	17.4
工芸農作物 10	100.0	5.4	38.0	19.3	20.5
その他の作物 11	100.0	2.3	28.3	10.4	40.4

注：主位部門の農家戸数を100とした割合である。

整備（複数回答）

単位：%

推進リーダー等の人材育成	表示制度の充実	消費者や食品産業との連携の促進	その他の	取組主位部門
11.4	9.1	22.5	14.3	1
11.7	7.9	18.9	15.9	2
12.7	6.6	14.5	17.7	3
7.2	8.7	16.4	12.1	4
13.8	9.2	27.5	17.5	5
10.6	9.0	26.0	15.7	6
12.0	12.8	27.4	8.1	7
10.5	12.6	31.4	10.5	8
14.8	11.7	36.6	6.1	9
12.1	8.2	19.5	13.5	10
5.6	5.9	12.7	19.1	11

単位：%

定はない	地域に認定機関がない	その他の	取組主位部門
	1.4	11.6	1
	1.3	11.3	2
	-	13.5	3
	1.8	12.5	4
	2.2	17.6	5
	1.0	13.6	6
	1.6	10.2	7
	1.4	8.0	8
	2.2	9.7	9
	2.0	14.8	10
	0.9	17.7	11

【 全国農業地域別統計表 】

1 環境保全型農業による生産概況

単位 { 農家数：千戸
面積：千ha
生産量：千t
比率：%

全国農業地域	環境保全型農業 取組農家数	環境保全型農業 取組面積	稲作	野菜 (ばれいしよを除く。)
全 国	502	711 (16.1)	314 (18.4)	110 (21.5)
北 海 道	21	176 (15.1)	29 (23.8)	20 (33.2)
都 府 県	481	535 (16.4)	285 (18.0)	90 (19.9)
東 北	91	125 (15.7)	89 (20.3)	11 (15.3)
北 陸	33	48 (16.4)	37 (17.5)	3 (12.7)
関 東・東 山	106	123 (17.3)	44 (13.9)	40 (25.4)
東 海	44	39 (15.7)	16 (14.3)	7 (16.3)
近 畿	42	32 (14.8)	20 (16.9)	5 (17.3)
中 国	45	33 (15.5)	23 (18.4)	4 (15.4)
四 国	30	20 (13.4)	11 (18.8)	3 (12.5)
九 州	86	110 (18.2)	45 (22.2)	16 (22.2)
沖 縄	3	5 (13.9)	0 (13.2)	1 (26.5)
関 東 農 政 局	121	137 (17.6)	47 (14.0)	47 (25.0)
東 海 農 政 局	29	25 (13.7)	13 (14.1)	5 (15.4)
中国四国農政局	75	53 (14.7)	34 (18.5)	7 (13.9)

注：()内の比率は、平成13年農作物作付(栽培)延べ面積に対する割合である。

(参考)

平成13年農作物作付(栽培)延べ面積 単位：千ha

全国農業地域	作付(栽培) 延べ面積		
	稲作	野菜 (ばれいしよを除く。)	
全 国	4 427	1 706	511
北 海 道	1 168	122	60
都 府 県	3 260	1 584	452
東 北	792	438	72
北 陸	291	214	24
関 東・東 山	707	315	157
東 海	251	112	42
近 畿	214	118	28
中 国	215	124	26
四 国	148	61	27
九 州	605	203	73
沖 縄	36	1	3
関 東 農 政 局	776	334	168
東 海 農 政 局	182	93	31
中国四国農政局	364	184	52

注：花き・花木、種苗・苗木、芝等を除いた数値である。

2 環境保全型農業取組形態別面積割合

(1)合計

単位：%

全国農業地域	計	化学肥料の窒素成分			化学農薬の投入回数			たい肥による 土づくりを 行った
		無使用	地域慣行の	地域慣行の	無使用	地域慣行の	地域慣行の	
			半分以上縮減	半分未満縮減		半分以上縮減	半分未満縮減	
全 国	100.0	11.2	33.2	55.6	9.6	32.0	58.5	69.3
北 海 道	100.0	8.3	21.2	70.5	10.8	20.1	69.1	79.6
都 府 県	100.0	12.2	37.1	50.6	9.2	35.9	55.0	66.0
東 北	100.0	9.0	37.4	53.6	5.7	37.0	57.3	71.2
北 陸	100.0	16.4	50.7	32.9	11.3	46.5	42.2	54.4
関 東・東 山	100.0	10.2	32.7	57.1	7.0	30.5	62.5	68.9
東 海	100.0	14.1	31.4	54.5	8.6	32.6	58.8	53.2
近 畿	100.0	16.2	35.5	48.3	7.3	41.2	51.5	53.4
中 国	100.0	15.9	47.2	36.9	9.3	39.9	50.8	60.2
四 国	100.0	13.0	44.2	42.8	11.5	47.8	40.8	58.2
九 州	100.0	12.6	34.4	53.0	13.6	33.3	53.1	72.4
沖 縄	100.0	27.8	30.7	41.5	36.2	13.9	49.9	82.0
関 東農政局	100.0	10.2	32.7	57.1	7.3	30.1	62.6	67.1
東 海農政局	100.0	16.5	30.7	52.8	8.0	36.0	55.9	54.0
中国四国農政局	100.0	14.8	46.1	39.1	10.1	42.8	47.1	59.5

注：環境保全型農業取組面積の合計を100とした割合である。

(2)稲作

単位：%

全国農業地域	計	化学肥料の窒素成分			化学農薬の投入回数			たい肥による 土づくりを 行った
		無使用	地域慣行の	地域慣行の	無使用	地域慣行の	地域慣行の	
			半分以上縮減	半分未満縮減		半分以上縮減	半分未満縮減	
全 国	100.0	10.3	38.2	51.5	5.2	40.5	54.3	55.0
北 海 道	100.0	2.1	27.7	70.2	0.8	33.8	65.5	37.2
都 府 県	100.0	11.1	39.3	49.5	5.6	41.2	53.2	56.8
東 北	100.0	6.8	36.5	56.7	4.1	39.7	56.2	66.7
北 陸	100.0	15.7	53.0	31.3	5.3	52.0	42.7	48.9
関 東・東 山	100.0	11.3	35.0	53.7	6.3	33.4	60.3	50.3
東 海	100.0	14.3	34.3	51.4	5.8	36.1	58.2	41.1
近 畿	100.0	12.1	35.9	52.0	4.9	44.1	51.0	46.1
中 国	100.0	13.6	50.7	35.6	3.8	39.6	56.6	54.3
四 国	100.0	12.2	46.2	41.7	13.0	53.2	33.8	50.2
九 州	100.0	12.8	33.3	53.9	7.8	40.7	51.5	63.4
沖 縄	100.0	-	89.9	10.1	-	89.9	10.1	-
関 東農政局	100.0	11.0	34.8	54.2	6.3	33.3	60.4	49.3
東 海農政局	100.0	16.0	34.8	49.2	5.5	37.0	57.5	42.4
中国四国農政局	100.0	13.1	49.2	37.7	6.9	44.1	49.0	52.9

注：稲作における環境保全型農業取組面積の合計を100とした割合である。

3 環境保全型農業取組

(1)合計

全 国 農 業 地 域	計	化 学 肥 料 無 使 用			
		化 学 農 薬 無 使 用	化 学 農 薬 半 分 以 上 縮 減	化 学 農 薬 半 分 未 満 縮 減	化 学 農 薬 半 分 未 満 縮 減
全 国 1	100.0 (69.3)	5.4 (4.1)	3.4 (2.3)	2.4 (1.7)	
北 海 道 2	100.0 (79.6)	6.8 (6.6)	1.0 (0.9)	0.5 (0.5)	
都 府 県 3	100.0 (66.0)	5.0 (3.2)	4.2 (2.8)	3.0 (2.1)	
東 北 4	100.0 (71.2)	4.3 (3.0)	2.5 (1.7)	2.1 (1.8)	
北 陸 5	100.0 (54.4)	6.1 (2.1)	7.7 (4.8)	2.6 (1.8)	
関 東 ・ 東 山 6	100.0 (68.9)	3.9 (2.4)	3.6 (2.4)	2.7 (1.9)	
東 海 7	100.0 (53.2)	5.3 (2.7)	4.4 (2.7)	4.5 (3.0)	
近 畿 8	100.0 (53.4)	4.3 (2.7)	6.6 (3.3)	5.3 (3.8)	
中 国 9	100.0 (60.2)	6.5 (4.4)	6.4 (3.1)	3.0 (1.2)	
四 国 10	100.0 (58.2)	4.9 (2.9)	5.2 (3.7)	2.9 (2.4)	
九 州 11	100.0 (72.4)	5.3 (4.1)	4.0 (3.2)	3.3 (2.4)	
沖 縄 12	100.0 (82.0)	22.8 (20.0)	0.7 (0.7)	4.3 (3.6)	
関 東 農 政 局 13	100.0 (67.1)	4.0 (2.6)	3.4 (2.2)	2.8 (2.0)	
東 海 農 政 局 14	100.0 (54.0)	5.4 (1.8)	6.1 (4.0)	5.0 (3.3)	
中 国 四 国 農 政 局 15	100.0 (59.5)	5.9 (3.8)	6.0 (3.3)	3.0 (1.6)	

注：1)環境保全型農業に取り組んだ面積の合計を100とした割合である。

2) ()内の数値は、それぞれの取組形態区分で、かつたい肥による土づくりを行った面積割合である。

形態組み合わせ別面積割合

単位：%

化学肥料半分以上縮減			化学肥料半分未満縮減			全国 農地 地域	
化学 無 使 用	化学 農 薬 半 分 以 上 縮 減	化学 農 薬 半 分 未 満 縮 減	化学 無 使 用	化学 農 薬 半 分 以 上 縮 減	化学 農 薬 半 分 未 満 縮 減		
	1.9 (1.5)	20.9 (14.6)	10.4 (7.0)	2.3 (1.7)	7.6 (4.4)	45.7 (32.0)	1
	1.9 (1.9)	13.6 (10.4)	5.6 (4.1)	2.1 (1.9)	5.5 (3.5)	63.0 (49.8)	2
	1.9 (1.4)	23.3 (16.0)	12.0 (8.0)	2.3 (1.6)	8.3 (4.7)	40.0 (26.2)	3
	0.7 (0.5)	25.5 (19.0)	11.2 (8.0)	0.7 (0.5)	9.0 (5.8)	44.0 (30.9)	4
	2.4 (1.8)	34.0 (20.5)	14.3 (8.0)	2.8 (2.4)	4.7 (2.2)	25.4 (10.8)	5
	1.1 (0.7)	19.9 (13.5)	11.7 (8.9)	2.0 (1.3)	7.0 (4.0)	48.1 (33.7)	6
	1.5 (1.1)	20.2 (10.4)	9.7 (4.1)	1.9 (1.0)	8.0 (4.9)	44.6 (23.2)	7
	1.4 (0.6)	25.1 (13.3)	8.9 (5.4)	1.6 (0.7)	9.5 (4.2)	37.2 (19.3)	8
	1.8 (1.0)	25.5 (18.1)	19.9 (10.2)	1.0 (0.2)	8.0 (4.3)	28.0 (17.8)	9
	3.4 (2.2)	31.0 (17.7)	9.8 (6.3)	3.2 (1.0)	11.6 (5.7)	28.0 (16.2)	10
	3.4 (3.0)	18.9 (15.6)	12.0 (8.5)	4.8 (3.9)	10.4 (5.4)	37.8 (26.4)	11
	8.9 (7.5)	12.6 (9.3)	12.0 (8.5)	4.5 (0.3)	0.6 (0.5)	36.4 (30.9)	12
	1.3 (0.9)	20.0 (13.6)	11.4 (8.2)	1.9 (1.3)	6.7 (3.8)	48.5 (32.6)	13
	0.6 (0.1)	20.0 (8.6)	10.1 (5.5)	2.1 (1.2)	9.9 (6.5)	40.8 (23.1)	14
	2.4 (1.4)	27.5 (17.9)	16.1 (8.7)	1.8 (0.5)	9.3 (4.8)	28.0 (17.2)	15

3 環境保全型農業取組形態組み

(2)稲作

全 国 農 業 地 域	計	化 学 肥 料 無 使 用			
		化 学 農 薬 無 使 用	化 学 農 薬 半 分 以 上 縮 減	化 学 農 薬 半 分 未 満 縮 減	化 学 農 薬 半 分 未 満 縮 減
全 国 1	100.0 (55.0)	3.3 (2.0)	4.7 (3.0)	2.3 (1.5)	
北 海 道 2	100.0 (37.2)	0.8 (0.6)	1.3 (1.3)	- -	
都 府 県 3	100.0 (56.8)	3.6 (2.1)	5.0 (3.1)	2.5 (1.7)	
東 北 4	100.0 (66.7)	3.3 (2.4)	2.2 (1.4)	1.3 (1.2)	
北 陸 5	100.0 (48.9)	4.1 (1.0)	8.9 (5.4)	2.7 (1.9)	
関 東 ・ 東 山 6	100.0 (50.3)	4.4 (2.0)	4.7 (2.9)	2.2 (0.9)	
東 海 7	100.0 (41.1)	3.3 (1.2)	5.8 (2.6)	5.2 (4.2)	
近 畿 8	100.0 (46.1)	2.4 (1.5)	5.3 (2.2)	4.4 (3.1)	
中 国 9	100.0 (54.3)	2.4 (1.4)	8.0 (3.8)	3.3 (1.1)	
四 国 10	100.0 (50.2)	3.9 (1.9)	5.4 (4.0)	2.9 (2.1)	
九 州 11	100.0 (63.4)	4.4 (3.5)	5.6 (5.0)	2.8 (2.0)	
沖 縄 12	100.0 -	- -	- -	- -	
関 東 農 政 局 13	100.0 (49.3)	4.3 (1.9)	4.5 (2.8)	2.2 (0.9)	
東 海 農 政 局 14	100.0 (42.4)	3.3 (1.2)	6.6 (3.0)	6.1 (5.0)	
中 国 四 国 農 政 局 15	100.0 (52.9)	2.9 (1.6)	7.1 (3.9)	3.2 (1.5)	

注：1)稲作で環境保全型農業に取り組んだ面積の合計を100とした割合である。

2)()内の数値は、それぞれの取組形態区分で、かつたい肥による土づくりを行った面積割合である。

合わせ別面積割合（つづき）

単位：%

化学肥料半分以上縮減			化学肥料半分未満縮減			全国 農地 地域
化学農薬 無使	化学農薬 半分以上縮減	化学農薬 半分未満縮減	化学農薬 無使	化学農薬 半分以上縮減	化学農薬 半分未満縮減	
0.9 (0.5)	25.8 (15.9)	11.5 (6.1)	0.9 (0.3)	10.0 (4.9)	40.5 (20.8)	1
-	19.6 (10.9)	8.1 (2.2)	-	12.8 (6.9)	57.4 (15.2)	2
1.0 (0.6)	26.4 (16.4)	11.8 (6.5)	1.0 (0.4)	9.7 (4.7)	38.8 (21.4)	3
0.4 (0.3)	27.0 (19.3)	9.1 (5.4)	0.3 (0.2)	10.5 (6.5)	45.8 (30.1)	4
0.7 (0.2)	37.9 (21.3)	14.4 (6.5)	0.5 (0.0)	5.1 (2.2)	25.7 (10.3)	5
0.8 (0.3)	22.1 (11.2)	12.1 (8.2)	1.1 (0.2)	6.6 (2.2)	46.0 (22.3)	6
0.7 (0.1)	22.0 (6.7)	11.6 (4.5)	1.8 (0.6)	8.3 (2.9)	41.4 (18.3)	7
1.2 (0.5)	28.0 (13.3)	6.6 (3.5)	1.4 (0.5)	10.7 (4.2)	39.9 (17.4)	8
0.9 (0.5)	23.9 (16.2)	25.9 (12.1)	0.5 (0.2)	7.7 (2.9)	27.4 (16.1)	9
4.3 (2.5)	34.9 (17.8)	6.9 (3.4)	4.8 (1.5)	12.9 (5.9)	24.0 (11.0)	10
2.0 (1.4)	19.8 (16.1)	11.4 (6.8)	1.4 (0.7)	15.3 (7.2)	37.2 (20.6)	11
-	89.9	-	-	-	10.1	12
-	-	-	-	-	-	
0.8 (0.4)	22.0 (10.9)	12.1 (7.8)	1.2 (0.2)	6.8 (2.3)	46.1 (22.2)	13
0.7 -	22.5 (6.9)	11.6 (5.1)	1.6 (0.7)	7.9 (2.6)	39.7 (17.8)	14
2.0 (1.2)	27.6 (16.7)	19.6 (9.2)	2.0 (0.6)	9.4 (3.9)	26.3 (14.4)	15

4 環境保全型農業の取組方

(1)合計

全国農業地域	計	土づくりの方法			化学肥料縮減の方法			
		たい肥の施用	緑肥作物の導入	その他	局所施肥	肥効調節型肥料の施用	有機質肥料(たい肥を除く)の施用	その他
全 国 1	100.0	68.4	11.1	21.7	10.5	25.8	49.6	16.7
北 海 道 2	100.0	75.1	26.5	6.3	16.4	18.6	42.9	6.2
都 府 県 3	100.0	68.1	10.5	22.4	10.3	26.1	49.8	17.1
東 北 4	100.0	76.7	4.5	21.2	14.1	24.5	42.9	10.0
北 陸 5	100.0	54.1	10.0	18.4	21.7	17.4	55.7	7.0
関 東・東 山 6	100.0	72.6	10.1	22.2	8.4	23.2	57.0	21.1
東 海 7	100.0	55.7	10.5	24.3	9.6	29.7	53.6	12.9
近 畿 8	100.0	55.7	11.1	21.8	8.9	20.9	51.9	7.5
中 国 9	100.0	64.4	9.2	33.8	8.5	34.3	54.7	45.3
四 国 10	100.0	58.7	16.6	25.5	8.0	28.2	55.4	26.8
九 州 11	100.0	75.7	14.9	18.2	6.5	31.1	38.6	12.9
沖 縄 12	100.0	83.4	29.5	5.1	18.7	2.6	53.4	4.9
関 東農政局 13	100.0	70.3	9.6	22.4	8.1	24.3	58.0	19.4
東 海農政局 14	100.0	56.4	12.5	24.6	11.5	28.5	47.6	15.9
中国四国農政局 15	100.0	62.1	12.2	30.5	8.3	31.8	55.0	37.9

注：1)環境保全型農業取組主位部門で実施した取組方法である。
2)環境保全型農業取組実戸数を100とした割合である。

(2)環境保全型農業の主位部門が稲作

全国農業地域	計	土づくりの方法			化学肥料縮減の方法			
		たい肥の施用	緑肥作物の導入	その他	局所施肥	肥効調節型肥料の施用	有機質肥料(たい肥を除く)の施用	その他
全 国 1	100.0	57.3	11.1	25.0	16.0	27.4	41.9	16.3
北 海 道 2	100.0	43.3	19.7	8.2	44.5	21.9	45.1	2.7
都 府 県 3	100.0	57.6	10.9	25.4	15.3	27.5	41.9	16.6
東 北 4	100.0	72.0	2.7	23.4	18.6	26.9	34.8	9.8
北 陸 5	100.0	49.3	10.2	20.8	23.9	17.8	54.9	6.5
関 東・東 山 6	100.0	50.0	4.5	29.9	17.4	24.1	45.9	20.4
東 海 7	100.0	42.4	17.2	23.9	17.0	30.8	43.4	12.9
近 畿 8	100.0	48.1	13.7	22.4	12.3	22.0	42.3	9.4
中 国 9	100.0	57.0	10.7	37.5	11.0	38.3	51.2	41.3
四 国 10	100.0	47.5	20.1	28.0	11.5	30.1	47.5	24.2
九 州 11	100.0	67.3	21.0	19.6	8.6	31.1	29.1	14.7
沖 縄 12	100.0	-	-	-	-	-	67.0	-
関 東農政局 13	100.0	49.9	5.3	29.6	17.6	25.0	46.5	19.2
東 海農政局 14	100.0	41.2	17.9	23.4	16.6	29.8	41.5	14.7
中国四国農政局 15	100.0	53.8	13.8	34.3	11.2	35.6	50.0	35.6

注：1)稲作における環境保全型農業取組で実施した取組方法である。
2)稲作が主位であった農家戸数を100とした割合である。

法（複数回答）

単位：%

化学農薬縮減の方法								全国 農業 地域
機械による 除草	除草用動物 の利用	生物農薬 の利用	対抗植物 の利用	被覆栽培	フェロモン剤 の利用	マルチ栽培	その他	
30.9	1.0	4.9	1.5	8.5	7.7	18.6	19.5	1
40.4	0.6	5.6	2.8	7.1	3.1	19.2	16.6	2
30.5	1.0	4.8	1.4	8.6	7.9	18.5	19.6	3
32.4	0.8	4.7	1.1	8.3	8.4	16.5	22.8	4
49.3	0.5	3.8	1.0	4.2	4.6	16.3	9.5	5
34.4	0.4	5.7	2.3	14.0	12.7	26.4	18.2	6
31.1	1.4	7.7	1.9	6.1	10.6	14.9	12.9	7
29.7	1.1	4.6	1.1	8.0	7.3	20.0	17.4	8
21.0	1.3	1.9	0.5	7.0	2.3	12.7	28.7	9
31.4	1.2	5.4	2.4	7.2	6.8	18.5	24.0	10
21.4	1.7	4.2	0.8	6.8	5.4	16.1	20.0	11
26.7	-	5.1	-	3.7	-	17.3	19.1	12
33.6	0.4	5.7	2.2	12.7	12.2	24.5	16.9	13
32.7	1.7	8.7	2.2	7.4	11.6	17.0	15.4	14
25.2	1.3	3.3	1.3	7.1	4.1	15.0	26.8	15

単位：%

化学農薬縮減の方法								全国 農業 地域
機械による 除草	除草用動物 の利用	生物農薬 の利用	対抗植物 の利用	被覆栽培	フェロモン剤 の利用	マルチ栽培	その他	
29.6	1.8	3.4	0.6	1.3	3.1	6.0	21.7	1
42.4	1.9	8.6	2.0	3.9	3.4	8.7	15.0	2
29.3	1.8	3.3	0.6	1.2	3.1	5.9	21.8	3
32.6	1.2	3.9	0.7	1.8	4.0	6.4	23.4	4
52.2	0.6	3.3	0.8	1.8	3.6	14.0	10.0	5
29.5	1.0	2.9	0.6	0.6	1.5	3.6	23.5	6
34.0	3.0	6.3	0.5	1.3	5.7	3.9	13.9	7
25.7	1.8	4.2	0.8	3.1	5.1	11.1	19.5	8
17.5	2.0	0.9	0.2	-	1.1	2.3	26.0	9
25.9	2.1	2.8	1.5	0.9	4.3	2.9	31.2	10
19.3	3.7	2.8	0.3	0.3	1.6	3.3	24.5	11
-	-	-	-	-	-	-	67.0	12
30.2	1.2	3.1	0.6	0.6	1.7	3.5	21.8	13
33.1	2.8	6.4	0.6	1.6	6.0	4.4	16.4	14
20.3	2.0	1.5	0.6	0.3	2.2	2.5	27.7	15

5 環境保全型農業による農産物の出荷先別割合

(1)合計

単位：%

全国農業地域	計	農協・生協等 集出荷業者	消費者団体 直	消費者 直	小売店・ レストラン等	食品加工 業者	卸売市場	その他 (自家用・贈答 を含む。)
全 国	100.0	58.6	1.5	4.6	3.3	2.3	8.4	21.3
北 海 道	100.0	55.2	0.2	1.4	6.4	0.4	0.6	35.9
都 府 県	100.0	60.4	2.2	6.4	1.7	3.4	12.5	13.4
東 北	100.0	62.1	1.4	6.3	1.0	1.0	14.2	13.9
北 陸	100.0	70.2	1.0	15.3	2.1	1.4	2.0	8.0
関東・東山	100.0	62.2	3.4	6.9	2.0	2.0	14.3	9.1
東 海	100.0	63.7	1.3	7.7	2.7	1.5	11.3	11.8
近 畿	100.0	59.7	5.1	8.1	2.6	1.2	14.6	8.7
中 国	100.0	55.4	1.2	8.5	1.7	0.6	6.7	25.8
四 国	100.0	67.7	1.7	7.5	3.2	2.1	12.2	5.5
九 州	100.0	59.0	1.4	3.6	1.0	1.3	12.9	20.9
沖 縄	100.0	11.3	-	0.2	0.7	83.8	1.6	2.5
関東農政局	100.0	62.0	3.2	6.8	2.1	1.9	13.7	10.2
東海農政局	100.0	66.3	0.9	9.6	2.2	1.8	14.0	5.1
中国四国農政局	100.0	61.6	1.5	8.0	2.5	1.4	9.5	15.7

注：環境保全型農業による農産物の生産量を100とした割合である。

(2)環境保全型農業の主力部門が稲作

単位：%

全国農業地域	計	農協・生協等 集出荷業者	消費者団体 直	消費者 直	小売店・ レストラン等	食品加工 業者	卸売市場	その他 (自家用・贈答 を含む。)
全 国	100.0	75.0	1.1	10.6	2.0	0.5	-	10.8
北 海 道	100.0	88.1	0.4	7.5	0.5	0.1	-	3.4
都 府 県	100.0	73.5	1.2	11.0	2.2	0.5	-	11.6
東 北	100.0	83.9	0.9	6.1	0.9	0.2	-	8.0
北 陸	100.0	68.2	1.3	17.1	2.4	1.7	-	9.3
関東・東山	100.0	73.6	1.5	11.3	2.1	0.2	-	11.2
東 海	100.0	59.8	0.3	15.5	7.6	-	-	16.8
近 畿	100.0	63.4	1.3	14.4	1.9	0.6	-	18.3
中 国	100.0	70.4	1.5	11.8	1.0	0.3	-	14.9
四 国	100.0	52.4	2.6	18.2	9.8	0.2	-	16.7
九 州	100.0	71.0	1.0	10.5	1.8	0.5	-	15.2
沖 縄	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
関東農政局	100.0	72.3	1.5	12.0	2.1	0.2	-	12.0
東海農政局	100.0	62.3	0.3	13.9	8.6	-	-	14.9
中国四国農政局	100.0	65.0	1.9	13.7	3.7	0.3	-	15.4

注：稲作が主力であった農家の稲作における環境保全型農業による農産物の生産量を100とした割合である。

6 環境保全型農業の今後の生産増減予定

(1)合計

単位：%

全国農業地域	計	生産を拡大 した	現状維持	生産を縮小 した	生産を取り やめた
全 国	100.0	11.3	74.3	11.5	2.9
北 海 道	100.0	20.1	70.2	6.3	3.4
都 府 県	100.0	10.9	74.5	11.7	2.9
東 北	100.0	13.9	75.4	8.3	2.4
北 陸	100.0	13.2	76.1	7.2	3.5
関東・東山	100.0	8.3	74.5	14.3	2.9
東 海	100.0	10.8	71.9	14.5	2.9
近 畿	100.0	9.9	73.1	14.0	3.0
中 国	100.0	8.0	75.6	13.3	3.1
四 国	100.0	9.2	73.2	13.9	3.7
九 州	100.0	12.6	75.1	9.7	2.6
沖 縄	100.0	20.3	67.7	10.8	1.2
関東農政局	100.0	9.0	73.7	14.4	2.9
東海農政局	100.0	9.1	74.0	14.2	2.7
中国四国農政局	100.0	8.5	74.6	13.5	3.4

注：環境保全型農業取組実戸数を100とした割合である。

(2)環境保全型農業の主力部門が稲作

単位：%

全国農業地域	計	生産を拡大 した	現状維持	生産を縮小 した	生産を取り やめた
全 国	100.0	9.5	78.5	8.9	3.1
北 海 道	100.0	18.4	71.4	4.1	6.1
都 府 県	100.0	9.3	78.7	9.0	3.1
東 北	100.0	12.7	78.1	6.8	2.4
北 陸	100.0	13.2	76.5	6.3	4.0
関東・東山	100.0	7.1	79.9	10.3	2.7
東 海	100.0	5.1	78.8	13.3	2.8
近 畿	100.0	8.9	73.9	13.3	3.8
中 国	100.0	7.6	79.2	9.9	3.4
四 国	100.0	6.0	81.0	8.9	4.1
九 州	100.0	8.3	81.7	7.2	2.8
沖 縄	100.0	-	100.0	-	-
関東農政局	100.0	6.7	79.7	10.9	2.7
東海農政局	100.0	5.6	79.3	12.4	2.7
中国四国農政局	100.0	7.1	79.8	9.5	3.6

注：稲作が主力であった農家戸数を100とした割合である。

7 環境保全型農業の推進にあたって必要な条件

(1)合計

全国農業地域	計	たい肥等の有機物供給施設の整備	融資や助成等の充実	技術の普及や営農指導の充実	協議会等地域ぐるみの推進を強化
全 国 1	100.0	45.9	18.0	43.7	20.0
北 海 道 2	100.0	55.9	34.5	41.1	19.1
都 府 県 3	100.0	45.4	17.3	43.8	20.0
東 北 4	100.0	47.9	15.9	43.3	21.4
北 陸 5	100.0	49.9	16.9	49.1	23.6
関 東・東 山 6	100.0	47.9	19.0	43.0	18.0
東 海 7	100.0	41.0	13.6	46.2	18.2
近 畿 8	100.0	44.0	14.0	46.2	18.1
中 国 9	100.0	40.2	16.4	42.9	21.3
四 国 10	100.0	38.5	21.6	44.0	19.5
九 州 11	100.0	45.3	18.2	41.9	20.1
沖 縄 12	100.0	66.1	45.1	34.9	38.5
関 東農政局 13	100.0	46.9	17.9	43.5	18.6
東 海農政局 14	100.0	41.6	15.6	46.0	15.9
中国四国農政局 15	100.0	39.5	18.5	43.3	20.6

注：環境保全型農業取組実戸数を100とした割合である。

(2)環境保全型農業の主力部門が稲作

全国農業地域	計	たい肥等の有機物供給施設の整備	融資や助成等の充実	技術の普及や営農指導の充実	協議会等地域ぐるみの推進を強化
全 国 1	100.0	43.2	15.2	42.0	20.3
北 海 道 2	100.0	52.0	35.6	46.0	27.8
都 府 県 3	100.0	42.9	14.7	41.9	20.1
東 北 4	100.0	46.6	12.8	42.0	21.5
北 陸 5	100.0	47.3	16.8	48.7	24.3
関 東・東 山 6	100.0	42.6	17.0	39.6	16.3
東 海 7	100.0	40.3	11.4	44.9	15.9
近 畿 8	100.0	44.6	13.9	44.1	20.1
中 国 9	100.0	37.0	14.6	42.1	21.9
四 国 10	100.0	37.3	18.7	43.1	19.6
九 州 11	100.0	41.7	14.3	35.8	19.4
沖 縄 12	100.0	100.0	-	100.0	-
関 東農政局 13	100.0	42.6	16.0	39.6	16.3
東 海農政局 14	100.0	39.8	12.9	45.9	15.7
中国四国農政局 15	100.0	37.1	16.0	42.4	21.1

注：稲作が主力であった農家戸数を100とした割合である。

整備（複数回答）

単位：%

推進リーダー等の人材育成	表示制度の充実	消費者や食品産業との連携の促進	その他の	全国農業地域
11.4	9.1	22.5	14.3	1
5.9	9.6	32.3	8.8	2
11.6	9.1	22.1	14.5	3
10.8	8.7	22.8	14.4	4
15.8	12.3	23.0	6.1	5
9.4	8.6	26.2	13.2	6
11.7	8.8	19.7	18.6	7
10.9	7.6	21.6	13.9	8
14.6	6.6	17.8	16.7	9
11.0	10.9	20.8	13.0	10
12.8	10.6	20.4	17.3	11
9.3	6.6	15.1	4.2	12
9.4	8.5	25.6	13.8	13
12.9	9.1	18.8	19.1	14
13.1	8.3	19.0	15.2	15

単位：%

推進リーダー等の人材育成	表示制度の充実	消費者や食品産業との連携の促進	その他の	全国農業地域
11.7	7.9	18.9	15.9	1
3.8	8.2	39.5	4.8	2
11.8	7.9	18.4	16.2	3
10.6	8.4	20.4	15.1	4
17.1	12.9	23.2	6.4	5
8.7	6.4	22.1	16.2	6
12.2	5.9	12.6	21.2	7
10.9	6.1	18.5	14.4	8
15.3	5.3	15.2	18.6	9
9.8	9.4	16.8	13.8	10
11.2	8.4	14.7	22.2	11
100.0	-	-	-	12
8.7	6.2	21.1	16.9	13
13.0	6.5	13.1	20.4	14
13.5	6.7	15.7	17.0	15

(1)合計

全 国 農 業 地 域	計	認 定 を 受 け た い (又は既に受けている。)	有 機 JAS 制 度 を よ く 知 ら な い
全 国 1	100.0	6.5	39.1
北 海 道 2	100.0	7.5	28.1
都 府 県 3	100.0	6.4	39.6
東 北 4	100.0	7.8	41.5
北 陸 5	100.0	7.8	35.5
関 東 ・ 東 山 6	100.0	5.1	36.6
東 海 7	100.0	4.6	39.8
近 畿 8	100.0	5.4	41.9
中 国 9	100.0	4.2	43.6
四 国 10	100.0	6.3	35.0
九 州 11	100.0	8.9	40.3
沖 縄 12	100.0	5.2	58.4
関 東 農 政 局 13	100.0	4.9	37.2
東 海 農 政 局 14	100.0	4.8	38.9
中国四国農政局 15	100.0	5.0	40.2

注：環境保全型農業取組実戸数を100とした割合である。

(2)環境保全型農業の主力部門が稲作

全 国 農 業 地 域	計	認 定 を 受 け た い (又は既に受けている。)	有 機 JAS 制 度 を よ く 知 ら な い
全 国 1	100.0	5.5	41.4
北 海 道 2	100.0	8.3	30.5
都 府 県 3	100.0	5.5	41.7
東 北 4	100.0	7.2	42.0
北 陸 5	100.0	7.9	35.0
関 東 ・ 東 山 6	100.0	3.4	39.6
東 海 7	100.0	2.4	42.7
近 畿 8	100.0	4.7	45.3
中 国 9	100.0	4.1	45.0
四 国 10	100.0	4.7	38.1
九 州 11	100.0	6.6	43.6
沖 縄 12	100.0	-	100.0
関 東 農 政 局 13	100.0	3.2	40.1
東 海 農 政 局 14	100.0	2.9	42.1
中国四国農政局 15	100.0	4.3	42.7

注：稲作が主力であった農家戸数を100とした割合である。

定についての意向

単位：%

受ける予定はない							取組 主位 部門			
条 き	件 び	し が い	特 に が	利 に な	点 い	地 機 関		に が	認 定 い	そ の 他
		23.1			18.4			1.4	11.6	1
		26.2			27.8			1.0	9.4	2
		23.0			18.0			1.4	11.7	3
		22.9			13.9			1.5	12.4	4
		29.3			19.3			0.7	7.4	5
		25.9			20.0			1.2	11.3	6
		20.2			19.8			2.1	13.6	7
		23.2			18.9			1.3	9.3	8
		18.6			22.8			1.8	9.0	9
		23.0			17.9			1.5	16.3	10
		21.3			15.1			1.3	13.0	11
		7.5			21.8			1.4	5.6	12
		25.3			20.4			1.1	11.1	13
		19.7			18.1			2.7	15.7	14
		20.4			20.8			1.7	11.9	15

単位：%

受ける予定はない							取組 主位 部門			
条 き	件 び	し が い	特 に が	利 に な	点 い	地 機 関		に が	認 定 い	そ の 他
		21.8			18.6			1.3	11.3	1
		39.3			17.1			0.6	4.2	2
		21.4			18.6			1.4	11.5	3
		23.4			13.7			1.4	12.3	4
		29.7			19.3			0.6	7.4	5
		22.1			21.0			1.1	12.7	6
		17.5			21.9			2.5	13.0	7
		19.3			19.4			1.6	9.7	8
		18.2			22.6			1.6	8.6	9
		19.7			19.5			1.0	17.0	10
		18.4			17.7			1.3	12.4	11
		-			-			-	-	12
		21.9			21.7			1.1	12.1	13
		17.1			20.4			2.8	14.7	14
		18.7			21.6			1.4	11.4	15

1 有機JAS格付農産物出荷先別出荷量割合

有機JAS格付 主位部門	計	農集出 協出荷 業者	生消協 費者団 等体	消直 費者 売	小売店・ レストラン等
計 1	100.0	33.8	14.8	9.4	23.6
稲 作 2	100.0	50.7	8.4	26.4	10.1
麦 類 3	100.0	x	x	x	x
豆 類 4	100.0	7.0	9.1	19.4	8.7
いも 類 5	100.0	4.4	11.8	1.1	31.1
野菜(露地) 6	100.0	34.1	18.4	3.7	29.1
野菜(施設) 7	100.0	15.7	17.2	1.2	54.5
果樹(露地) 8	100.0	34.9	11.8	21.7	18.8
果樹(施設) 9	100.0	x	x	x	x
工芸農作物 10	100.0	20.9	13.0	11.0	4.3
その他の作物 11	100.0	25.6	-	-	-

注：格付された農産物のお荷量の合計を100とした割合である。

2 有機栽培の防除方法（複数回答）

有機JAS格付 主位部門	計 (生産行程管理者数)	機 械 に よ る 除 草	除 草 用 動 物 の 利 用	生 物 農 薬 の 利 用	対 抗 植 物 の 利 用
計 1	100.0(420)	70.0	9.5	11.7	9.3
稲 作 2	100.0(121)	78.5	31.4	6.6	6.6
麦 類 3	100.0(2)	x	x	x	x
豆 類 4	100.0(10)	100.0	-	10.0	10.0
いも 類 5	100.0(15)	86.7	-	6.7	-
野菜(露地) 6	100.0(127)	71.7	-	14.2	10.2
野菜(施設) 7	100.0(50)	42.0	-	30.0	12.0
果樹(露地) 8	100.0(28)	67.9	7.1	3.6	25.0
果樹(施設) 9	100.0(1)	x	x	x	x
工芸農作物 10	100.0(63)	66.7	-	7.9	6.3
その他の作物 11	100.0(3)	33.3	-	-	-

注：それぞれの部門の格付が主位であった生産行程管理者数を100とした割合である。

単位：%

食品加工業者	卸売市場	その他の (自家用・ 贈答を含む。)	格付 主位 部門
13.5	2.7	2.3	1
2.9	-	1.5	2
x	x	x	3
55.9	-	-	4
38.0	-	13.6	5
10.3	3.0	1.4	6
1.2	9.9	0.2	7
2.7	7.0	3.1	8
x	x	x	9
49.6	1.1	0.1	10
6.0	-	68.4	11

単位：%

被覆栽培	フェロモン の利	剤用	マルチ栽培	その他	格付 主位 部門
18.8	10.2		39.0	47.1	1
0.8	0.8		11.6	44.6	2
x	x		x	x	3
-	-		10.0	10.0	4
6.7	13.3		73.3	53.3	5
33.1	18.1		74.0	44.1	6
64.0	28.0		58.0	44.0	7
-	10.7		7.1	57.1	8
x	x		x	x	9
3.2	-		17.5	63.5	10
-	-		33.3	33.3	11

3 有機栽培の今後の生産増減予定

単位：％

有機 JAS 格付 主 位 部 門	計 (生産行程管理者数)	生産を拡大 した	現状維持	生産を縮小 した	生産を取り やめた
計	100.0(420)	46.2	51.0	1.9	1.0
稲 作	100.0(121)	45.5	53.7	-	0.8
麦 類	100.0(2)	×	×	×	×
豆 類	100.0(10)	40.0	50.0	-	10.0
い も 類	100.0(15)	53.3	40.0	6.7	-
野菜(露地)	100.0(127)	45.7	50.4	3.1	0.8
野菜(施設)	100.0(50)	42.0	52.0	6.0	-
果樹(露地)	100.0(28)	28.6	71.4	-	-
果樹(施設)	100.0(1)	×	×	×	×
工芸農作物	100.0(63)	58.7	39.7	-	1.6
その他の作物	100.0(3)	33.3	66.7	-	-

注：それぞれの部門の格付が主位であった生産行程管理者数を100とした割合である。

4 有機JAS生産行程管理者の認定にあたって最

有機 JAS 格付 主 位 部 門	計 (生産行程管理者数)	地域に 認定機 関が ない	検査が 難しい	有機用肥料等 の資材の調達	防除等の技術 が難しい
計	100.0(420)	4.5	9.0	3.1	11.9
稲 作	100.0(121)	7.4	12.4	2.5	16.5
麦 類	100.0(2)	×	×	×	×
豆 類	100.0(10)	10.0	10.0	-	20.0
い も 類	100.0(15)	13.3	-	13.3	6.7
野菜(露地)	100.0(127)	2.4	8.7	3.9	7.9
野菜(施設)	100.0(50)	-	8.0	2.0	18.0
果樹(露地)	100.0(28)	3.6	10.7	3.6	7.1
果樹(施設)	100.0(1)	×	×	×	×
工芸農作物	100.0(63)	4.8	6.3	1.6	9.5
その他の作物	100.0(3)	-	-	-	-

注：それぞれの部門の格付が主位であった生産行程管理者数を100とした割合である。

も苦労したこと

単位：%

病虫害等による収量減	作業記録等の書類管理	近隣農家からの農薬等の汚染防止	その他	格付 主位 部門
18.3	37.1	9.0	6.9	1
9.9	28.1	14.9	8.3	2
x	x	x	x	3
30.0	20.0	10.0	-	4
26.7	33.3	6.7	-	5
15.0	50.4	4.7	7.1	6
36.0	32.0	2.0	2.0	7
14.3	32.1	21.4	7.1	8
x	x	x	x	9
22.2	38.1	7.9	9.5	10
66.7	33.3	-	-	11

5 有機JAS生産行程管理者の認定を受けたことによ

有機JAS格付 主位部門	計 (生産行程管理者数)	通常栽培作物より 価格が高い	販路が 安定する	消費者との 交流が深まる	経営感 向上
計 1	100.0(420)	11.2	23.6	5.0	7.1
稲 作 2	100.0(121)	17.4	5.8	9.1	5.0
麦 類 3	100.0(2)	×	×	×	×
豆 類 4	100.0(10)	20.0	20.0	-	-
い も 類 5	100.0(15)	6.7	13.3	-	-
野菜(露地) 6	100.0(127)	10.2	34.6	3.1	7.9
野菜(施設) 7	100.0(50)	10.0	38.0	4.0	14.0
果樹(露地) 8	100.0(28)	3.6	14.3	10.7	14.3
果樹(施設) 9	100.0(1)	×	×	×	×
工芸農作物 10	100.0(63)	6.3	31.7	1.6	4.8
その他の作物 11	100.0(3)	-	-	-	-

注：それぞれの部門の格付が主位であった生産行程管理者数を100とした割合である。

る利点

単位：%

裁 培 技 術 上 の 向	購 入 の 者 か ら の 信 頼	そ の 他	格付 主位 部門
8.3	31.7	13.1	1
10.7	38.8	13.2	2
x	x	x	3
20.0	40.0	-	4
33.3	33.3	13.3	5
3.9	25.2	15.0	6
4.0	20.0	10.0	7
7.1	39.3	10.7	8
x	x	x	9
7.9	34.9	12.7	10
-	33.3	66.7	11

【利用上の注意】

1 調査の概要

この結果は「環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査」として平成13年12月1日現在で実施した「農家調査」及び「有機JAS生産行程管理者調査」の結果をまとめたものである。

(1) 調査の目的

環境保全型農業への取組状況を明らかにし、持続的な農業生産の実現に向けた施策の推進に資することを目的とする。

(2) 調査の範囲

全 国

(3) 調査の客体

ア 農家調査

2000年世界農林業センサスにおいて環境保全型農業への取組を行った農家。

イ 有機JAS生産行程管理者調査

平成13年3月31日現在において有機JAS生産行程管理者の認定を受けている者。

(4) 調査の規模

ア 農家調査

2000年世界農林業センサス結果を基に環境保全型農業取組農家50万2千戸について、環境保全型農業取組主位部門別（稲、野菜、果樹、その他）に母集団リストを作成し、標本抽出した14,590客体を調査対象とし、回答のあった10,583客体について集計した。

イ 有機JAS生産行程管理者調査

平成13年3月31日現在において有機JAS生産行程管理者の認定を受けている490客体を調査対象とし、回答のあった者のうち、調査対象期間に有機JASの格付けを行った420客体について集計した。

(5) 調査の方法

調査は、調査票を郵送し職員が回収する自計申告調査の方法により実施した。

(6) 調査の対象期間及び調査期日

平成12年12月1日～13年11月30日の1年間における実績を平成13年12月1日現在で調査した。

2 調査の定義及び約束事項

環境保全型農業

地域の慣行を基準とした化学肥料窒素成分投入量の縮減、地域の慣行を基準とした化学農薬投入回数の縮減、たい肥による土づくりのいずれかに取り組んでいる農業。

地域の慣行とは、当該栽培地の属する地域の同作期において、当該農産物について慣行的に行われている栽培方法（農薬使用回数、化学肥料使用量）をいう。

環境保全型農業
取組部門

各部門の内容は以下のとおりである。

稲 作

水稻及び陸稻。

麦 類

小麦、大麦、裸麦等。

豆	類	小豆、大豆、いんげん豆、らっかせい等。 なお、えだ豆、さやいんげん等、未成熟で収穫するものは野菜に含めた。											
い	も	類	ばれいしょ及びかんしょ。なお、さといも、やまのいもは野菜に、こんにゃくいもは工芸農作物に含めた。										
野	菜	(露地)	トマト、きゅうり、たまねぎ、だいこん等のほか、えだ豆等の未成熟豆、いちご、すいか等の果実的野菜等、露地において栽培されたもの。										
野	菜	(施設)	野菜のうち、ガラス室栽培、ハウス栽培及びトンネル栽培されたもの。										
果	樹	(露地)	みかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル等で、露地において栽培されたもの。										
果	樹	(施設)	果樹のうち、ガラス室、ハウス等で栽培されたもの。										
工	芸	農作物	茶、ごま、はっか、さとうきび、ゆうがお(かんぴょう)、こんにゃくいも、てんさい、さんしょう、薬用植物等。										
そ	の	他	の作物	雑穀類、飼肥料作物等。									
環	境	保	全	型	農	業	取	組	主	位	部	門	環境保全型農業に取り組んだ部門のうち、環境保全型農業による農産物の販売金額が最も多かった部門。
化	学	肥	料	(化学合成肥料)	化学的工工程を使って無機質原料から製造された肥料。								
化	学	肥	料	窒素成分の縮減	地域の慣行を基準として、化学肥料成分のうち窒素成分の投入量をどの程度縮減しているかについて、「無使用」、「半分以上縮減」、「半分未満の縮減」に区分した。 なお、縮減量をほ場によって使い分けている場合は、「無使用」、「半分以上縮減」、「半分未満縮減」の順に、その縮減方法が、当該部門の環境保全型農業取組面積の半分以上を占めているかどうかによることとした。 (例1) 無使用=5a 半分以上縮減=5a 「無使用」とした。 (例2) 半分以上縮減=5a 半分未満縮減=5a 「半分以上縮減」とした。 (例3) 無使用=3a 半分以上縮減=3a 半分未満縮減=3a この場合は無使用も含めて、半分以上縮減が6aとみなし、「半分以上縮減」とした。								

化学農薬 (化学合成農薬)	作物の生産・品質に悪影響を及ぼす害虫、雑草、病原菌などの駆除、発生の制御を行うために作物、土壌、施設等に散布する薬剤をいい、除草剤、殺虫剤、殺菌剤などの種類がある。
化学農薬 投入回数の縮減	地域の慣行を基準として、化学農薬の投入回数をどの程度縮減しているかについて、「無使用」、「半分以上縮減」、「半分未満の縮減」に区分した。縮減回数をほ場によって使い分けている場合の判断基準は、化学肥料に同じ。 なお、殺虫殺菌混合剤を投入した場合は、殺虫剤、殺菌剤それぞれ1回投入したものとみなした。
たい肥による土づくり	土づくりとは、土壌の物理性、化学性、生物性を改良することにより、作物根が良く伸張し、かつ、その根が、円滑に機能するように土壌環境を整えることによって、土壌の作物生産能力を向上・保全することである。 稲わら等、たい肥以外の有機質肥料のみ投入している場合は除いた。
化学肥料縮減の方法	化学肥料縮減の方法は以下のとおり区分した。
局所施肥	通常土壌全面に対して行われる施肥方法に対して、作物の根域へ集中して使用する施肥方法をいう。この方法は、従来の全面全層施肥方法では作物の根域以外の部分へ使用された肥料については無駄になっていたものを作物根域への局所施肥に替えることにより、効率的な利用を図るものである。供給養分の作物による利用効率を向上させることにより、作物収量は維持しつつ、施肥量が縮減できることから、環境負荷の軽減に効果的である。
肥効調節型肥料	通常使用される化学肥料は、即効性のものがほとんどであるが、肥料を薄い皮膜で被うこと等により、土壌における肥料成分の溶出や形態変化を物理的あるいは化学的方法により調節・制御し、作物の養分要求に応じて肥料成分を適期に供給することを目標に開発された肥料の総称である。
有機質肥料	肥料取締法(昭和25年法律第127号)では、魚肥類、骨粉類、草木性植物油かす類等の動植物質の普通肥料をいう。肥料の種類ごとに公定規格が定められている。その他の有機質肥料としては、稲わら、作物残さ等が含まれるものと考えられるが、樹皮及びおがくずについては、炭素窒素比が大きく、作物の生育に障害を与えるおそれがあるので含まれない。なお、本調査ではたい肥を除くものとした。
その他	化学肥料の代替物として関連資材を施用した場合、該当する。作期の移動、輪作、土壌表面硬化等の一般的な営農行為は除いた。たい肥の施用により化学肥料の縮減を行っている場合は、ここに含めた。

化学農薬縮減の方法	化学農薬縮減の方法は以下のとおり区分した。
機械による除草	有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。
除草用動物の利用	有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを 行う技術をいう。具体的には、アイガモ又はコイを利用した水 稲作が想定されるが、このほか、県の試験場等で駆除効果が明 らかとされた小動物を利用するものも含めた。
生物農薬の利用	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵 であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受 けたものを利用する技術をいい、捕食性昆虫、寄生性昆虫のほ か、拮抗細菌、拮抗糸状菌等が含まれる。
対抗植物の利用	土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効 果を有する植物を栽培する技術をいう。例えば、キタネグサレ センチュウ、サツマイモネコブセンチュウなどを効果的に減少 させる植物として、マリーゴールド、ギニアグラス、クロタラ リア、ハイオーツ、エビスグサなどがある。
被覆栽培	農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する 技術をいう。具体的には、べたかけ栽培技術、雨よけ栽培技術、 トンネル栽培技術、袋かけ栽培技術等である。
フェロモン剤 の利用	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成 分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の 2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。性フェロ モンは、一般に昆虫の雌が分泌し、雄がその臭いに誘引される 化学物質でその強い生物活性を利用して、害虫の発生予察及び 防除に実用化されている。 虫害防除用としては、性フェロモン剤をほ場内に多数配置し て、害虫の交尾を阻害し、次世代の個体数を減少させる交信攪 乱と、性フェロモン剤の誘引作用を利用して殺虫剤を併用する 方法等がある。
マルチ栽培	プラスチックフィルム等で土壌表面を被覆する栽培であり、 肥料成分の溶脱防止、土壌の流亡防止、黒色マルチによる雑草 発生防止、反射マルチによる害虫忌避などの効果がある。 また、田面を再生紙で被覆し、その紙マルチの遮光効率によ って、雑草の発生を抑制する方法もある。
その他	除虫菊乳剤等、化学的に合成されていない農薬等の使用や手 作業による除草等が該当する。抵抗性品種の使用については、 化学農薬使用回数の低減を見越して導入している場合のみ含め た。 なお、輪作等による連作障害回避等、一般的な営農行為は除 いた。

環境保全型農業による農産物の出荷先別割合	環境保全型農業取組主位部門における環境保全型農業による農産物の生産量をベースに計上した。 出荷先区分の内容は以下のとおりである。
農協・集出荷業者	農業協同組合及び集出荷業者へ出荷したもの。
生協等消費者団体	生活協同組合等の消費者団体へ出荷したもの。
消費者直売	消費者へ直接販売したもの。通信販売を含む。
小売店・レストラン等	デパート、スーパー等の小売店やホテル、レストラン等に出荷したもの。
食品加工業者	納豆、菓子等の製造業者等に出荷したもの。
卸売市場	生産者が直接卸売市場へに出荷したもの。
その他	上記以外の出荷先へ出荷したもの。自家用・贈答はここに含めた。
有機JAS生産行程管理者	「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和25年法律第175号)に基づき、農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、有機農産物の生産行程を管理し、又は把握している有機農産物について日本農林規格(JAS)による格付を行い、有機農産物又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる者をいう。 なお、有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、は種又は植え付け前2年以上(多年性作物にあつては、最初の収穫前3年以上)の間、たい肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物をいう。
有機JAS格付主位部門	有機JASの格付を行った部門のうち、農産物の販売金額が最も多かった部門。各部門の内容は「環境保全型農業取組部門」に同じ。
有機JAS格付農産物 の出荷先別割合	有機JAS格付主位部門における格付数量をベースに計上した。出荷先区分の内容は、「環境保全型農業による農産物 の出荷先別割合」に同じ。
有機栽培の防除方法	防除方法の区分は「化学農薬縮減の方法」に同じ。

3 集計方法

- (1) 環境保全型農業の部門別取組農家戸数、取組面積、生産量、取組方法等
「農家調査」の結果について、2000年世界農林業センサスにおける環境保全型農業主位部門（稲、野菜、果樹、その他）別の母集団の大きさと標本の大きさの比を推定係数とし、これを調査値に乗じて推定した。
- (2) 有機JAS生産行程管理者の出荷状況、有機栽培の防除方法等
「有機JAS生産行程管理者」の結果について、各調査項目における調査客体の回答割合を有機JAS格付主位部門別に集計した。

4 統計表の表示

- (1) 表示単位未満を四捨五入したため、内訳の積み上げ値と計とは必ずしも一致しない。
- (2) 表中に使用した符号は、次のとおりである。
「-」：事実のないもの
「…」：事実不詳のもの
「0」、「0.0」：単位に満たないもの
「x」：調査秘密保護上、統計数値を公表しないもの。
- (3) 全国農業地域の区分は、下表のとおりである。

全国農業地域	所 属 都 道 府 県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の管区内の所属府県は、全国農業地域の所属府県と同じである。

- 5 この調査結果の詳細は、別途刊行する『平成13年度持続的生産環境に関する実態調査環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査報告書』に掲載する。

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計情報部 構造統計課
地域・環境情報室 環境班
電 話：03-3502-8111 内線2687 2688
直 通：03-3502-9427

この資料は、農林水産省ホームページ【<http://www.maff.go.jp/>】の「統計情報」で御覧いただけます。